

欲得獄司良器可改獄司待遇

監獄雜誌

第九卷第六号

目録

●論 説……………(一頁)

●監獄學科設置意見書……………留岡幸助君

●エルマイラ感化監獄(其一)……………有馬四郎君

●時弊論……………(一四頁)

●海外通信……………(一四頁)

●エルマイラ感化監獄與獄アロツクエー氏の書簡……………(一八頁)

●編譯ハイデケルヒ、ミツケルマイヤー氏の書翰……………(一八頁)

●監獄茶話會……………(一八頁)

●討論問題(四月三十日於監獄茶話會)不定期刑制度採用の可否……………(一八頁)

●第一席印南於英吉君稱極論●第二席法學士赤田一君君稱極論……………(一八頁)

●第四席山崎末吉君●第五席小河滋三郎君折衷論……………(三〇頁)

●雜 報……………(三〇頁)

●全國裁判所取扱件數表に就て感あり(浪華生)●犯罪と酒の關係(南坑邊陽生)●監獄衛生振興の時期(古田徳太郎)●新聞記事の誤妄に就て●刑事人類學の研究に就て……………(三八頁)

●報……………(三八頁)

●監獄に關する訓令に就て●監獄賣四庫支辨と増稅案●明治三十一年度追加預算●警察官監獄官監督所設置費用并に外人購入追加預算●監獄參觀に就て●閉牢に關する勅令に就て●初犯入所以上との比較●昨年來假出獄者の停止なしと云ふ●巡査看守監券金に就て●囚人及刑事被告入押送細則に就て●小河監獄事務官の歸京●赤田法學士の出張●警視廳與獄の交渉●試事……………(四六頁)

●寄 書……………(四六頁)

●外國語學……………(六三頁)

警察監獄學會發兌

◎會 告

監獄雜誌第九卷第六號迄の代金は半期計算の都合有之本月末日迄に悉皆御取纏
め被下七月上旬御拂込相成度此段特に相願候也

明治三十一年六月二十日

東京市四谷區愛住町二番地

警察監獄學會

監獄雜誌御購讀員各位
同 集金御主汪官

本會院事務所今回左記の個所へ移轉仕候此段及御報
告候也

明治三十一年六月二日

東京市四谷區愛住町二番地

警察監獄學會
東京書院事務所



君明哉田八長監分勝十道海北



君耶五駒妻新獄典縣島廣



君謙正木高獄典縣田秋



君徹石千長監分路劍道海北

猶與舍印行

監獄雜誌第九卷第六號

論 說

本編は三池集治監獄管井誠美君が教誨師養成方に付本派本願寺へ差出されし意見書にして監獄教誨に
 關し有益の文字多きを以て特に本欄に収録す
 記 者 白

●監獄學科設置意見書

夫れ社會は吾人々類が安穩に生息すべき爲め設けられたる自由團體にして若も吾人が生命財産に危害を加へ秩序を擾亂するものあらば何を以てか國平に民安んずることを得んや去れば國家の安寧秩序を保持し人類の幸福を増進せんと欲せば必ず先づ生命財産に係る危害を排除せざるべからず而して人爲的行爲に出づる危害なるものは彼の國法を犯し刑辟に陥る犯罪者即ち是れなりとす然るに我國犯罪者の増殖近年に至りて益々甚しきを加へたる所以のものは何ぞや蓋し個人の性質又は社交上の關係より此に至るべしと雖も之を要するに世の進化するに従ひ奢侈の弊風之に伴ひ生存競争其度を高め世道人心漸く廢頽に傾き公義正道なるもの幾んど地を掃ふに至り下層民衆を驅て情慾の煩腦を深からしめ之れが結果遂に種々なる犯罪を爲すに至らしめたるものなり世道人心既に斯の如く罪囚の原因亦果して此に在りとせば宜しく今の時に方りて大に道徳を涵養し罪囚をして自己の罪惡を改め奉教の觀念を心裡に注入し以て遷善の實効を奏せしめざるべからず而して此業たる固と教誨師の任務に屬すと雖如何せん今日の實驗上より觀察すれば未だ其効蹟の

顯著ならざるものゝ如し實に慊焉たらずんばあらず是に於て乎貴山に向て切望に堪へざるものは教誨上に最も重きを加へられ且つ教誨師其人を養成せんが爲め殊に大學林に監獄學の一科を加へられんと則ち是なりとす請ふ左に其理由を詳述すべし

人若し我國に於ける年々の犯罪數を聞かば誰か寒心せざるものあらんや况んや其彼等が再三再四犯數を累ぬるに於てをや試に最近明治二十九年の統計表に依れば年末在監人員七万五千四百二十一人新に刑を受けしもの十七万五千六百七十二人なりとす而して此犯罪者中再犯以上のもの百に對する六十乃至七十の割合に相當せり又同年中種々なる犯罪の中窃盜及び強盜の損害に罹りしもの二十七万五千二百四十三人なり假りに一人の被害金高五圓とするも百三十七万六千二百五圓の多額に上ばれり猶之に窃盜の目的を以て放火せられたるものゝ被害金を加算したらんには夫れ或は二百萬圓以上の金額に達すべし如斯僅に一年間に於てすら實に恐るべく驚くべき多數の犯罪者を出すにあらずや加之ならず過去の現象に徴すれば年一年播殖蔓延しつゝあるは掩ふべからざる事實にして之れが爲る國家の費消する不生産的支出は年々四百萬圓を下るとなし此の趨勢を以て卜すれば未來の我國は殆んど犯罪者を以て充たすに至るも測るべからず思て此に至れば國家の内患蓋し亦之れより太甚しきものなかるべし

佛國の史家ギゾー氏は曰く國の文野を知らんと欲せば監獄制度の整否を見よと又モレル氏は犯罪を以て個人若くは家屬の墮落一現象と爲せり是を以てか歐米各國が互に相競て獄事の改良に熱中し巨萬の國費を擲て是を顧みざる所以のもの良に以ありと謂べし殊に嘆賞に堪へざるものは監獄事業を以て獨り政府の施設に放任せず飽迄國家事業として官民の間に劃策せられ就中出獄者保護事業の如きに至ては殆んど宗教家慈善家の自然の義務として之を迎ふるの美事なりとす豈健康の至りならずや蓋しギゾー氏の監獄を以て國

の文野を知らんと欲する所以のもの固より至當の言にして犯罪者の多數なるは一國の一大不名譽なり若し我國現今の状態をして親しく氏に見せしめなば夫れ果して如何の感をか爲さん又モレル氏が犯罪を以て個人若くは家屬の墮落の一現象とせざるも之を換言すれば犯罪は寧ろ國家の墮落の一現象と云ふも強ち誣言にあらざるべし去れば犯罪者を減少し有益なる良民たらしむるは常に個人若くは家屬或は國家の墮落を救治するに止まらざるのみならず之と同時に一國の文明を發達増進するものなれば彼等多數の罪囚をして轉迷開悟驕然非行を改めしむるは實に今日の急務なりとす

罪囚を懲感感化するには外部より嚴正なる規律を以て自由を檢束し内部より諄々たる教誨を以て其心靈に注ぐにあり故に規律と教誨とは恰かも車輪の關係を有し兩々相待て初めて効果を收むべきにより一方をして偏倚する處あらしめんか圓滿なる運行は得て望むべからざるを以て如何に外部より嚴正なる規律の力により彼等を正さんとするも若し夫れ内部の教誨をして薄弱ならしめんか到底感化開悟の觀念を喚起すると能はざるべし然れども教誨の事たる元來精神的至難の事業にして彼の所謂山中の賊を亡ぼすは易く心中の賊を亡ぼすは難しと一般にして言々々々赤誠を濺ぎ寢食を忘れ水火を踏み熱心懇到の勇氣を以て導者となるにあらざんば安ぞ能く真正なる効果を奏することを得んや故に例ひ千言万句法談教義を試みるも専心一意赤誠に則らずんば唯之れ一場の儀式的教誨に過ぎずして寧ろ初めより之れなきに如かざるなり願ふに今日の教誨師たるもの果して善く精神的熱心を以て此主義を貫徹せんとするにあるべしと雖も割合に其効蹟の擧らざるものあるは抑何ぞや明治二十八年の統計表に依るに放免者の出獄時に於ける改化遷善の微ありしもの百人に對して三十八人五二改後の狀なきもの六十一人四八の比例に當れり是を以て之を見れば教誨の效果は不結果を表明したるものと謂ふも敢て過言にあらざるべし之れを要するに教誨の目的を達せんに

は教誨師其人の手腕如何に依るを以て教誨師の養成は殊に其必要に逼りたるを感ずるに至れり。我國七萬有余の罪囚中佛敎信者たるもの十中の八九を占め而して眞宗に屬するもの蓋し亦十中の九なるべし我集治監拘禁囚千四百五十餘名の内に於て眞宗の信者たるもの七百七十七名殊に奉敎の念厚く朝夕經書を繕珠數を手にし禮拜讀經怠らざるもの殆んど九百五十六名あり此等多數の囚徒は何れの監獄に拘禁せられ居るも多くは佛家の教誨師によりて絶えず教誨を被り且つ從來多少の奉敎心あるものなるを以て教誨師と囚徒との間に於ては恰も師弟父子の關係あるが如く自家の信者を率ひて相見るものなるにより誓て遷善の實跡を顯すべきもの比較的多數なるべき道理なるに前に陳べたるが如く不改悛者百中六十一人四八の比例を見るに至りしは即ち懲感感化の効力薄弱なりしに由らすんばあらず是を以て監獄規律の機關となりて運動すべき戒護官吏には必ず先づ敎習を加へて普通監獄の智能を養成し而して後實務に従事せしむるの方法を實行し來れるも猶且つ要求を充たす能はざる狀況なり然るを殊に感化改良の機關として囚徒の心性を矯正すべき至難の任務ある教誨師に於て充分なる監獄思想なく直に敎誨の効果を收めんと欲するも豈能く之れが目的を達する事を得んや試に思へ農家たらんと欲するものは宜しく犁鋤耕耘の道を知らざるべからず天下の事物總て皆な然り己れ其事に當らんとせば必ずや之れが素養なかるべからず素養なくして事も成さんと欲するものは恰も種子を施さずして果實を求め或は木に縁て魚を求むるに等しされば教誨師に於ても敎誨の本旨に適ひ眞に囚徒の感化を以て己れの職責と爲すに至ては勢ひ監獄の智識を具備せずして可ならんや既に戒護官吏に在ては常に養成を怠らざるのみならず聞く處によれば監獄規律の府たる上等司獄官に於ても中央政府の下に獄務練習學校を設立し大に斯の道の修養を加ふるの計劃ありと云ふ蓋し改正條約實施の日眼前に逼り内地雜居を許すの曉に至ては外人の犯罪者と雖も固より我法權の支配下に服従し我

監獄に拘禁せざるべからざるを以て之れが諸般の準備は實に焦眉の急に切迫し當局者の人材を要するは亦昨日の比にあらす規律に檢束に將た教誨に一大刷新を加ふべき一新紀元に際會せり故に東京帝國大學に於ても時運の必要に逼り科外講座を設け斯の學講究の道途を開き世人をして大に視線を注がしむるに至れり如斯人材の養成に汲々として世の進化に伴はしめんとするに方り獨り教誨師の素養を計るべき機關の設備なきは豈千載の恨事ならずや現今貴山より各地に派遣せらるる教誨師は豫め京坂地方監獄に於て二三月間の見習を爲さしめらるるやに聞けども是唯だ眞の儀式に過ぎず斯る皮想上の見學を以て實地に効果を得せしめんとするは到底能ふべからざる事實なるべし又た既往の實驗より見るに屢教誨師の轉免あるは殊に治獄上の不利益たるを免れず何となれば囚人の心性を矯正せんとするには必然因情に精通するにあらずんば或は木に接くに竹を以てするが如き觀を呈するに至るべければなり是を以て切に望む所以のものは貴山深く此に着眼せられ驟然奮起大學林に監獄學の一科を設備せられ普く歐米各國文明的監獄に關する書籍を以て學生を薰陶せられ他日教誨師たるべきものをして斯の道の智識を開發せられ實地に應用したらんには當に罪囚の感化上に偉大なる効蹟を顯はし格段の光明を放つべきのみならず間接には一般の布敎上に於ても亦尠なからざる利益を來すに至るべし若し夫れ不幸にして策此に至らず現在の儘看過するに至らば遂に敎誨は規律と並立して唇齒輔車の働を爲す能はざるに止まらず憾むらくは完全に且つ有効に目的を達せんとするには百年清河を待つに同じく世は益饒季に陥り人心愈頹敗に傾き惡魔天下を横行し跳梁困頓臍を嚙むとも及ぶべからざるに至らん豈鑒みる所なくして可ならんや

基督敎傳道師が講談場裡例令ひ寥々として僅々二三の聽者に過ぎざるも熱心に上帝を説て倦まざるもの畢竟堪能屬精の氣象あるに由れり彼等如此布敎上に全力を傾注し不撓不屈なる精神に至ては坐に人をして感

動せしむるに足れり固より我國耶教信徒の少數なるは到底佛教信徒の多數なるに比較すべくもならずと雖凡そ何事にまれば事物の成敗は精神の發動如何に存するを以て佛教に於て好し十万の末寺千百万の信者あるも或は夫れ耶教の精神的潛勢力は佛界の領域を蠶食することなきや夫れ然り熱心誠意の進る所實に無敵の行動となり人心の感慨を惹起する是れより大なるものあるとなし故に教誨師の職務に於けるも復此の如くならざるべからず

年々我國七万有餘の罪囚中には或は猛惡に或は奸譎に其体様一定ならずと雖も元是れ感情の動物なれば腦中一掬の涙なきを得んや然らば則ち惡因に依りて苦界に迷ひたるの理を知らざる筈なく又之と同時に善因樂土の愉快なるを辨へざるの謂れなし然るを何ぞや彼等の多くは一度獄中の苦吟を嘗めながら猶且つ前非を改めず再三再四積惡止まざる所以のもの畢意開悟の觀念堅固ならず偶良心の萌芽するあるも他の挑發を受くるあらば忽然之に應じて邪徑に陥り神出鬼没滔々然らざるものなし是を以てか獄事に精通なる博識の教誨師其人を得始めて彼等を誨ふるに正道を以てし之に諭すに真理を以てし終始一貫踐々に熱血と誠意を以てせば例ひ彼等が千變萬化意志の捕捉すべきものなしとするも宜しく臨機應變諄々説て怠るなくんば苟も靈あり智ある人類たる以上は争かで心魂に薰染し其徳を頌せずと云ふの理あらんやされば自ら感化悟了し昨日の迷夢は散じて亦一點の痕跡を残さず所謂天真爛漫豁然として純正の良民に歸するを得べし豈快ならずや又譬ひ七万の罪囚を擧て悉く此の好果を見るに至らずと雖ども少なくとも現今再三再四國法を犯して純粋の身となり甚しきに至ては獄舎を以て己れの居宅と誇稱するが如き慘狀を演出せざるに至るは信じて疑はざる處なり夫れ然り果して然らば教誨師其人を得るの効驗は直接に治獄の目的を達するに非常の實力あるのみならず間接には罪囚が在獄中馴致せられたる信仰心は甲傳へ乙唱へ七万の出獄者により延て

一家一郷に及ぼし知らず識らず多數の信者を得るに至るは蓋し賭易きの道理にして且つ何人も容易に首肯する所なり

上來陳べ來りたるが如く我國犯罪者の増殖は軍數上實に著大のものにして國家若くは個人の損害を被ると是より太甚しきものあるなし故に此の犯罪なる一種の痼疾患者か四方に蔓延し秩序を攪亂し安寧を傷害するあらば吾人は枕を高くして安眠する能はざるは勿論文物制度靡然として揚るも何を以てか天下に文明を誇るを得ん是を以て人心の腐敗を醫し既類の道徳を救ひ此理法を恒久に維持せんには人類社會に於て欠くべからざる靈妙の宗教力に頼らざる能はず何となれば宗教の感情は深く衆人の疑感を融化し彼の所謂惡因惡果の道理に支配せらるるに至ればなり聊か卑見を呈し此に貴山の猛省せられんことを仰ぐ

●「エルマイラ」感化監獄 (其一)

留岡 幸助

●余が「エルマイラ」感化監獄を是認するに至りたる原由

余の監獄改良に心を傾注するに至りたるは明治二十四年の春北海道空知集治監に(當時集治監と呼べり)教誨師たりし時にて深く思を「エルマイラ」感化監獄に致せしも又該集治監に在りて親しく治獄の方法と罪囚の現狀を目撃したるに由る余の監獄教誨師たる最初の動氣は單純なる宗教的思想にて政治、社會、經濟としての監獄改良は當時余の眼光に映せざりき、余が信奉する基督教は万人の救拯なりと雖殊に罪惡に沈淪する同胞を感化せんには實に屈強の教たるを信じ、繫囚の同胞にも又能くこの福音を宣傳せんことを欲せし單一なる宗教思想にてありしなり、其故に當時正當なる監獄思想は余の心裡には絶無にて言はゞ全く素手漢にてありき、以是監獄の内狀、囚人の動作、司獄官の舉動等一として素手漢たる余には怪訝の種ならざる

はなかりき、何をか怪訝したる、監獄制度の餘りに機械的なりしにあり、かゝる處遇法を以て犯罪者を改
 頁せんとするは方角違ひの發砲にてはあらざる乎と各種の疑問余が胸臆を打て休まざりき、而して思へら
 く犯罪者を改良せんには今少しく自然に近く人情に適したる處遇なかる可らずと、晨に之を先輩に質し、
 夕に之を知友に謀るも一として満足なる結果を得る能はざりき、於是乎思へらく米國は世界に於て最も多
 く創思の才能に富める國にて各種の發明も又鮮からざれば必ずや監獄改良にも又斬新の理術なかるべから
 ずと遂に一書を在京都ゴルドン教師に裁し監獄學に關する名著を需む、果せる哉數ヶ月の後紙數凡そ一千
 「ペーシ」に垂んたる一大著書を得るに至れり、これ即ち故博士イーシーワインズ著「文明國に於ける監獄
 及救兒事業」にてありき、余のこの書を播くこと凡そ一星霜餘、而して獲所少からざる内にも最も余をして
 隨喜感服措く能はざらしめたるものは新約克洲「エルマイラ」に於ける不定刑期の監獄是なり、余思へらく
 將來監獄界を風靡する改良策は必ずやこの不定刑期主義に如くものなけんと遂に一書を認め「エルマイラ」
 感化監獄典獄プロックウエーに致せり、ブ氏答ふるに懇切なる書翰と該監獄に關する年報書を以てせらる、
 余これ等の援助により不定刑期主義と其處遇を更に又深く知るを得益々斯主義を是認するに至れり、然れ
 ども書籍と通信によりて不定刑期の監獄を學ばんには靴を隔てし痒をかくの感なき能はざれば遂に明治二
 十七年の春「エルマイラ」感化監獄に向つて横濱を解纜するに至れり、
 余や今茲に「エルマイラ」感化監獄を親しく觀察したる眼を以て記述するに當り不定刑期の起原并に其原理
 を畧述するは蓋し無益の勞たらざるを信す、

不定刑期の歴史

不定刑期主義を天下に公論したるは英人フレデリックヒルにして彼は始めて不定刑期主義を監獄巡閱官とし
 ての報告中に論述せり、而して斯主義を贊嘆して其主張に盡瘁したるは其弟マシウダヴエンポルトヒルな
 り、ダヴエンポルトヒルは當時ホルミンガムの書記官たりしを以て斯主義の鼓吹者としては實に適格の人
 物なりき、此等の不定刑期論者は類に其主義を英蘇兩國に唱導せりと雖時運未だ到來せざりし爲か斯主義
 を激發して其應用を試むるもの歐洲大陸に起らざりき、然るに豈圖らんや斯主義を激發し之が應用を試み
 んが爲に不定刑期主義に基く感化監獄を創設せしは北米合衆國にてありき、抑々斯主義の激發家とは誰ぞ
 即ち現任「エルマイラ」の典獄プロックウエー是あり、彼は長日月の間能く司獄の衝に當り犯罪者の改良、
 犯罪の減少に力を致せしと雖も一以て満足なる効果なかりしかば其犯罪者を改良し能はざる重因は主とし
 て刑法の不完全、監獄制度の機械的なるにあることを發見し遂に不定刑期主義に基する感化監獄をニウヨ
 ーク州エルマイラに建設するに至れり、維れ一千八百七十六年なりき、爾來今日に至るまで凡そ二十三
 年間彼は能く斯主義の保護者たる而已ならず實行者として盡瘁する所ありしが其効果空からず彼が監獄にて
 處遇されたる犯罪者の百分比例の八十は能く改悛の實ありとは年々出版する該監獄年報書の報する所なり
 余が米國にて觀察せし所に據れば現今亞米利加合衆國に於ける刑法并に監獄界を一統する新説は即ち不定
 刑期主義是なり、歐羅巴大陸に於ける法曹社會は米國に於けるが如く斯主義を激發せずと雖米國に在りて
 は斯主義の監獄改良の骨子たるとは人皆認諾する所たり、余が友誼を辱ふせる博士エフエツチウインズ(米
 國有數の刑法學者)の如き、將軍プリンユルホッフ(米國國立監獄大會々長の如き、ウイリアムラウソ
 (新約克監獄協會幹事)の如き、又刑事人類學者として其名噴々たるユウゲンズミス、アーサーマクドーナ
 ルドの如きは最も斯主義の主張者なり、然り而して不定刑期主義と反對の方向を執り異種の旗幟を樹立し
 て「エルマイラ」主義に反抗するものは費府東監獄の典獄カシデー而已、嘗に米國のみならず歐羅巴各國に

於ける刑法并に監獄學者中又能く斯主義を賛成唱導するもの蓋し尠しとせざるなり、英人アレキサンダー・ウインターの如き長日月の間能く「エルマイラ」主義を研究し一千八百九十一年一書を著し名けて「エルマイラ感化監獄」と云ふ、此書紙數凡そ百七十二ページの一小書籍なりと雖該監獄を書き出して餘す所なし又「犯人論」てふ一書を著し其名聲歐米兩國に喧騒たるハベラツクエリスの如きも其著「犯人論」中「エルマイラ」感化監獄の事を記述し真正の遇囚は須らく如此ならざる可らざるを詳論せり、嘗に英米の監獄學者のみならず、獨逸に於ても刑法の泰斗として其名赫々たる博士ホンストの如きも不定期主義を贊せり、思ふに不定期刑は將來に於ける刑法界の一大旨義にして米國に行はるゝ感化監獄の如きは二十世紀に於ける研究の一大好材料たらずんばならず、請ふ余をして不定期刑の原理に論及せしめよ、(未完)

因に記す不定期刑論につき余曾て北米合衆國「コンマド」感化監獄に在學中獨逸ハイタルベルヒ利學者ミツテレマイヤー氏に質したる、こゝより幸にも同氏の不定期刑主義につきて懷抱せらるる、詳論を返簡せられしものありたれば、参考の爲海外通信欄に譯載しおきたれば、就て見られんと希望す

●時 弊 論

有馬 四郎 助

人は言ふ法は死物なり人に由て始めて動く、宜なる哉監獄行政の事亦た寔に然らざるを得ざるものある也、故を以て世の論者は、嘖々として運用者其の人の技倆如何を品評し、唯だ其の縦横敏達の技倆あるを以て始めて獄務改良の實を挙げ、以て始めて行刑の目的を達し得可しとなす、世人の技倆を尊重し之を信仰すること其れ斯くの如く切にして且大なるものあり、然り而して其所謂技倆なるものは如何なる人によつてか多く需め得可けん、於是乎吾人は世論既に其定評あるを知る、殊更に余輩が絮説を俟たずして人

皆其の法律家に存することを首肯せん、凡そ法律は言ふまでもなく國家の施政に欠く可からざる重要な具にして、社會文運の進むに従ひ世は倍々法治政ならざるを得ざるや勿論なりとす、蓋し我國に於て、目下官私法律學校の多くして、之を學ばんとするもの日に増加するは、偶々以て世運の趨勢をトするに足る可く、然り而して彼の法學士なる肩書あるもの官海に於ける聲望の如何に高きかを見よ、彼等は累進榮達殆んど意の如くならざるはなく、恰かも政治上に於ける萬能膏の如く、到る處に歡迎せられ尊崇せらるゝにわらずや、於是乎凡そ官務に従事して青雲の志を立てんと欲するものは、皆謂らく法律なるかな法律なるかな、試験も及第すべく、榮進もせらるべく、技倆も得有せらる可し、富貴尊榮權威皆共に得られざるものなし、世に處し官に仕るの道は、只だ如何にして乎能く法律を學ばんかの問題に外ならずと、我が司獄界亦た此風潮の襲ふ所となり、苟も有志の士は相競ふて法律を學ばんと欲し、法律を學ぶにあらざらんば以て技倆ある良司獄官たる能はずと、於是乎靡然として衆心皆齊しく此一方に趨り、殆んど他を顧るの邊なきの有様なり、見よ斯道改良の機關として、刑行せらるゝ雜誌上に、反映する所のものを、其當事者として論難討議する事項は如何何時も單に法規律令の範圍の内に限られ、曾て他に及ぶものなきにあらずや、由之觀之も世の風潮の襲ふ所となるや證し得て餘りある也、監獄行政の技倆は、斯の如く他の行政官と等しく、法律家の獨占に歸すべきものなるか、換言すれば、法律學に由るにあらずんば、果して技倆ある良司獄官たる能はざるか、余輩の見る所に依れば、監獄行政の技倆は、聊か世の見る所に遺憾なき能はざるものあり、勿論法律上の智識は司獄官たる資格に於て必要の要素たり、而かも行刑上關係の淺からざるものあれば司獄官吏に法律上の智識あらしむ可きことは、余輩敢て異議なき也、然りと雖も物として利弊の相伴はざるものなかるべく、法律の智識も亦た其有用なると同時に、或は弊害の之に伴はざるこ

となしとせず、況んや法律を偏重し過信するに於てをや、
 法は素と冷酷なり、現實を認めて他を問はず、外部を責めて内部を咎めず、以是深く頭腦を、此専門の智識に浸たすの弊たるや義理、人情、節義、信愛等の、道義的觀念に至つては、勢ひ冷淡にして微弱なる可きは、争ふ可らざる事實なりとす、されど余輩は直ちに之を以て法律家の本能的欠損なりとは言はず、只だ其の道途に横はれる、一弊害に過ぎざる可きを信す、然りと雖も事實は則ち斯の如きを如何せん、天下滔々法にさへ觸れずんば、則ち可なりてふ弊風を養成したる所以のもの、蓋し又故なきにあらざるなり、彼等豈に又た其の責なしとして他に推諉することを得可けんや、

内藤耻叟氏曾て入監中の經驗を叙して曰く、「司獄の人の善き所は、囚徒を憐むにあり、其の惡しき者は法則を恃む人なり、權力を恃む人なり」とこの言悉く採る可からざるや言を待たずと雖も、又た以て行刑官の一顧に値せざるなきを得んや、余輩曾て多くの老頑囚に接したることありしが、彼等が特徴とも言ふ可きは、何れも皆巧みに辨舌を弄し、小理屈を並べ所謂三百代言的句調に長ずるの一事なりとす、而して其技に至れる所以を察すれば、多くは之れ小法律家たる監獄吏の養成に因るものなくんばならず、只だそれ小理屈を並ぶるに止らしむれば休む、然れども彼等は、法網を潜るを以て人間の能事了はれりと爲し、孔夫子の所謂「民免れて耻づるなし」の徒たるに陥るに至りては行刑の主義も又空しと謂はざる可らず、嗚呼行刑の法は素より運用者其の人に在り、然り而して運用の妙は即ち心裡に存す、此心先づ正徑を脱すれば法の妙用を望むも又徒爾たる而已、久米金彌氏曾て論じて曰く、「吾人が司獄官吏に要求する所のもの、決して尠少なりとせず、蓋し至正、至直、摯實、剛毅、耐忍、勉勵、緘密、果斷、博識、友愛等は皆是れ司獄官吏に必要なる性格にして、能く此數者を兼備する者にあらざれば以て司獄官吏の職任に在る可らず」と、以上

彫者は之れ即ち道德の發現を羅列したるに過ぎず、果して人は道德的動物なりとせば、道德なきの人は法を妙用するの實なきや火を見るよりも燎かなり、故に余輩は久米氏の要求に對しては頗る同感を表するもの也、或は曰く道德堅固の人物は、迂遠にして智畧なく頑固にして普通の才なし、殊に監獄長官としては、法律の理義の通する而已ならず寧ろ多少の方便術數を用ゆるも上手に克く其配下を御するの優れるに若かんやと、ア、それ然るか、余輩は其法律の理義に通するの一事に付ては敢て刺議する所なしと雖も凡そ天下の地下の上には、道義に背反して幸福と勝利を獲收するの希望あるなし、目前の利便をのみ是れ追ひ、敢て崇高の大計を思はざるものより見れば、彼の德操の中真なく、正義の標的なく、都合勝手の便利主義を以て策畧術數により、上手に統率するが如きは其れ或は成功あらん、されど道義の基本を失ひ、至誠の公道を逸したる政事は、遂に必ず失敗に了らすんば止まざることを知らざる可らず、

翻つて近時新聞紙の報する所を見よ、曰く監守盜、曰く詐欺取財、曰く收賄、何すれぞ其れ如此の醜聞我が司獄官中に多きや、凡そ何等の官職を問はず、斯かる醜汚の行跡を以て、争か耻なしとせざるものあらんや、矧んや矯正感化の府たる我帝國監獄官にして斯の如き瀆職汚行の類々として續出するは余輩實に慄以て慨せざらんと欲するも豈其れ得可けんや、噫之れ取りも直さず我國今日の司獄界、道義の制裁微弱たるの現象にあらすして何ぞ、當局の士、豈に其れ心を茲に致さずして可ならんや、以是余輩は斷言せんと欲す、獄制の根底は道德に在り、道德一たび地を拂へば獄政の主義總て空しと、彼の法律素より必要なり改めざる可らず、制度又た必要なり新設せざる可らず、然りと雖ども之が根底たるべきものは即ち道義たらざる可らず、
 要するに今日の洗弊は、法律を過信すると共に、道義の制裁乏しきに在り、余輩は當路者に向て言はんと

欲す、司獄官吏養成の方針たるや當に其資格を養成するに理術を教ゆる而已ならず百尺竿頭更に一步を轉じて道義的訓練を施さざる可らず、道義滅して理術存するも監獄改良は到底其目的を達する能はざる可し、豈其れ深く憂る所なくして可ならんや、

海外通信

「エルマイラ」感化監獄典獄ブロッツクウエー氏の書簡

拜啓仕候貴簡拜誦小生は樂しき記憶を以て曩日貴下御來遊の時を想起し其折のみならず今も尙ほ貴下に對し優温の情を抱き申候、御申越のハワード傳は生憎一部をも所持不致候間早速ニューヨーク監獄協會のラウンド氏に照介し一書を行て貴下に届くる様相計置候

當監獄の事情は貴下御來遊の時と別段變化無之唯在監人痛く増加し候爲種々改良擴張を謀り居り候、小生は深く貴下の御盡力に依り貴國の監獄制度より出來能ふ限り復讐的懲罰的分子を削除し囚徒改善啓發するの良法を採用せらるゝに至らんことを希望仕候敬

具

一千八百九十八年二月十五日

北米合衆國エルマイラ監獄

Zイアール、ブロッツクウエー

日本東京

留岡幸助殿玉榻下

獨逸ハイデルベルヒミツテルマイヤー氏の書翰

謹啓仕候六月十二日及び七月十九日附を以て再度迄貴簡を辱ふし何等の御返事をも不呈失禮の段平に御海容被下度候、貴簡に依りて種々興味ある報道を得幾重にも厚意を感謝仕候、早速御返事可申上の處小生旅行致し居り随分疲れ候まゝ今日迄欲禮致候二個月間佛國に滞留し種々利益を享け申候、同國を歴遊致し小生の識見を廣ふするを得候は誠に幸に感候其

向小生は監獄を歴問し監獄事業に就き學ぶ所多々有之申候

監獄大會議は随分有益に且つ面白く有之候其節米國より來會せる朋友達にも面會致し其中にも或人々は始めて歐洲の監獄を視察せられ益を得られしならんと存候、ラウンド氏には僅に一度晚餐會にて面晤せしのみにて別れしは如何にも残念に御座候

貴國よりの委員小河滋二郎氏に御紹介被下候ひしは誠に貴下の好意に出でしと信じ候、同氏は學識高く風格俊れたる紳士にて小生に對しても甚だ禮儀を盡くされ候小生も同氏と種々談合らひ候若し小生の語りしとにして些細だも氏を益するを得ば幸福に存候小生も亦同氏より學ぶ所少からず、殊に氏の談話によりて以前よりも一層貴國を羨慕致候

小河氏は貴國刑法學の學派に就き語られ候此等學派は大に斯學の發達を來すべくと存候、米國にても刑法學上學ぶべきと少からず、而も米國の制度は歐洲の者には及ばずと御承知被下度候いかにも米國にて學ぶに足るべきと有之候得共其等は既に歐洲に備り居候畢竟歐洲の制度は米國よりは古く大に發達致居候、米人も新に發明せし所なきにあらざるもそは既

に古く歐洲に行はれし者に御坐候、乍併歐洲にては萬事實素に致し米國にて多額の金を監獄に費すとは別段に御坐候、巴里にても諸所の監獄事業は皆盛大に行はれ候、米國の刑法學は有益なれ共未だ幼稚なるを免かれず候若し貴下にして組織的に之を研究せんと欲せらるれば歐洲に御越相成るに不如候然れども貴國にては萬事獨立特歩を操り漫慮にも米國の制度を其儘採用さるゝとは無之歐米の差別なく汎く之が美粹を採り之を消化して己が生命となさるゝとに御坐候

不定刑期につき小生の持説を徵せられ候該制度は貴下が米國にて實見せられし如く歐洲にても未だ實行せられ不居候、吾人が該制度を唱道するは改善し難き惡少年、浮浪の徒、丐奴に對して適當と信するが故に御坐候、茲に不定刑期に代るべき一制度則ち假出獄なる者有之古くより歐洲全土に行はれ候、獨逸にて之を實行するは品行方正なる囚徒にして刑期四分の三を經過し少くとも一年程服役したる者に限り候、若し刑期の殘部をも忠實に相勤め候は、該囚徒は全く放免せらるべく左なくば刑期を全く服役せざる可らず候、此制度は刑法の外に附加刑(一年未滿

の刑期に限り)を以て獨逸の或州にも實施せられ候
佛蘭西、白耳義、英吉利にも既に行使は居候而も其
實行せらるゝと甚だ稀有なること放免囚徒の監督善
く行はれざることは其適用に於て二個の遺憾に御坐
候

不定刑期に對し最長刑期と最短刑期との二種の制限
有之申候、若し之なくば該制度も仲々有用なるべし
れども其應用亦困難なるべく候、何故に之を有用と
云ふか、則ち裁判官は最初簡短なる審問をなせし
みにては到底其犯人が一年刑期を以て罰すべきか將
た又十年を以てすべきか判然致さず唯在監中の行爲
を視察し仔細に査察するにあらざれば之を判定し能
はざるが故に候、

次に其有用の理由は是れ實に犯罪人を改良する適法
なるが故に御坐候而も茲に歐米二思想の相異を認む
べく候吾人亦犯罪人の改良を唱へ候然れ共同時に正
義と公衆の感情を満足さすことを忘る可らず、若し
之を滅却して單に犯罪人の改良のみ事とせば犯罪者
にして罪科あるにも拘らず刑罰を免るゝもの多く生
ずべく候、之れ米人の忘却する所に候、例之ば茲に
一人の銀行家あり破産の故を以て有罪の宣告を受ける

きか、小生は斷じて然らずと信ず、而かも之れ利弊
を考へずして唯犯罪人の改良を目的とする不定刑期
の結果なりと存候

加之不定刑期は其應用法亦頗る困難に候、裁判官が
一定の刑期を宣告するの困難なるが如く不定刑期を
實行して其刑期を停止すべき場合を考定すると亦頗
る困難に御座候、不定刑期として別に定期刑に優たる
利便無之候博エツフ、エツチ、ワインス氏は最も善く
此等の困難を知悉せられ候、併し小生は之を排除す
るの途ありと信ず、則ち最長期の制限を用ひて囚徒
を放免するは裁判官自ら之を爲さばこの不便は容易
く避けらるべしと信じ候

以上陳述致せし範圍に於ては小生も不定刑期を賛成
致候之れ現今の定期刑に優るものなれば歐洲人中亦
之を採用する者多かるべしと信じ候

巴里萬國監獄會議にては幼年囚徒は刑罰すべき者に
あらずと宣言せられ候之れ只其改良如何に就ての説
に御座候

先づ幼年囚徒の最長期を定め置き其品行次第に依り
て放免の時間を減縮するは自由たるべしと存候
浮浪の徒則ち一定の住所なき浮浪の徒に對しては萬

とせよ彼素と惡意の犯罪者にあらざるを以て裁判官
は其初審の時に於て「彼は惡意を有する者にあらざ
れば再び法廷に引出さるゝ如きとあらざるべし」と
謂はゞこの一言を以て彼は既に改良したる者と認め
之を放免するが如きとありとせんには之れ正義を全
うせりと謂ふべき乎、之れ社會安全の基礎を危くす
るとなかるべき乎、故に改良の外更に實際の刑罰を
要することにて候、以是單に犯罪人の改良てふことを
目標として不定刑期を實行するは寧ろ不當のこと存
候、然れ共小生は依然として最長刑期并に最短期期
の制限ある不定刑期の有用なるを不疑候、裁判官は
十分犯罪人の品行を査察したる後最短期期を宣告し
後又最長刑期を宣告して差問無之候但し其最短期期
は裁判官が初審の後其犯罪に對し適當と認めたる期
限なるべく候、斯くして後能く犯罪人の改良、社會
の安寧を謀り得可く候、之を揣らず單に犯罪人の改
良を目標とせば其結果果して如何なるべき、茲に一
童子あり林檎一個を盗みたるを以て不定刑期を宣告
せられたりとせよ、若し之を熟考して此兒童は今後
尙ほ竊盜を改めざるべしと見做さるれば犯罪人の改
良と社會の安寧を期するが爲に一生涯彼を拘禁すべ

國監獄會議の決議によれば不定刑期を用ひざるを宣
しとす、併し長刑期を宣告して其間可成早く放免す
るの方法を可と致候

以上二様の不定刑期あることは既に其意を領せられ
しと信じ候、之れ生等の採用せんと欲する者に御
座候、貴下は「Punishment on Indermotion」刑罰及改
良」と題するエフ、エツチ、ワインス氏の新著を御閱
覽被成候や小生は近日之を讀み米國にての著作中近
頃第一位にあるものと存候、他の米人の著書は小生
殆んど總てを知悉致し候得共別に貴下に御推薦すべ
きもの無之候、時下氣候宜しく天氣順當にて小生は
平穩に巴里旅行の疲勞を醫し居り候

スコット氏の事業は小生の欣羨する所且つ氏は親切
にも毎々「アワーベーパー」を惠送せられ候間何卒貴
下より宜敷御致聲被下度候敬具

一千八百九十三年七月三十一日

獨逸國ハイデルベルヒ市

ウルフガング ミツタルマイヤー

在米「コンコルド」監獄

留岡幸助殿

監獄茶話會

討論問題 (四月三十日於監獄茶話會)

不定期刑制度採用の可否

●第一席 印南於菟吉君積極論

私は此不定期刑のことに付て曾て或る雜誌に掲げたことが有りまして其縁みに因て今日此席に於てお咄する事に成りました實は胡亂の咄では有りませんが此事に付て本席に於て述べる丈の調査を致して居りませぬので御座ります、曾て此事に付ては留岡君が御調査に成て居ると云ふことで御座りますすれば其御講話を拜聴に罷出た考で有りまして處唯今承はる處に依れば赤司君が此不定期刑の事に付ては反對なされると云ふお咄で有りまして私は其前座として採用説を維持せんが爲めに一寸お咄を致したい考で御座ります

元來不定期刑の事に付きましては歐洲各國に於て大分議論の有たかの様に承はつて居りましたが私の考ふる處に依りますれば此問題を研究するに當つては宣布刑罰權の基本と云ふ點にまで溯つて議論をし

なければ其理論の是非を判定することは出来なからうと思ひますそれで有りますから私は古嘆ひお咄で有りまして少しお咄を致たいと思ひます

皆様御承知の通り此刑罰權の基本に付ては學者間の議論は凡て分つて三種と成て居ります、第一は所謂正義主義で有りまして善には必ず善報あつて惡には必ず惡報がなからねばならぬと云ふ即ち正義なる一般の感情に議論の基を汲む所の説で御座ります第二は利益主義でありまして苟も國家の利益に損害を加ふる所の所爲は總べて犯罪と看做しまして其利益を保護せんが爲めに國家が刑罰を設けると云ふ所謂利益説で御座ります第三は正義と利益との條件に反對する所の所爲即ち犯罪に向つて刑罰を科する所の折衷主義で御座ります我刑法は此折衷主義に依て規定せられたると云ふ事柄は我國の學者并に法文の全体から觀察しても明らかであらふと考へます就きましては私は今茲に其正義と云ふ事に付て聊か述べようと思ひます其正義と云ふ事に付きましては善に善報ありて惡に惡報がなければならぬと云ふことで有りますか其説は私は單に一片の感情に過ぎな

い議論だと思ふので御座ります成程法律と道徳を混濁したる時代に於ては私は此正義説は善いかも知れぬが法律と道徳と分離せられたる今日の法制の時代に置きましては此説は少しく穩當を缺いて居りはせぬかと思ふので御座ります元來個人の考へて以て正義と云ふ所のものは時代の進歩とともに變化を免かぬ所のものであつて或は今日に在て善と稱する所のものは他日の惡となり昔日の善は今日の惡と見做されて居るものも澤山御座ります即ち復讐の如きものに至つては昔日は大和魂の標本と唱へられ武士の間にも目醒ましき所行として稱賛されて居りましたけれども今日では法律上一の殺人罪として刑罰を加へらるゝに至りました之はほんの一例に過ぎませぬけれども今日の善と稱する所のものも他日の惡となることは之は疑はなければなるまいと思ひます果して然らば此正義は一片の感情に基むるを汲む所のもので御座ります

法律を以て人民の遵由せしむるに足るには必ず其ウワウワした感情に基ひをして議論を立てることは出来ないうちやろふと思ひます我刑法を繕ひて見るに現に過失罪の如きは正義の説から云へば少しも罪惡

として刑罰を加ふる價値はないぢやろふと思ひます其れに刑法上自由刑若くは体刑を科したる所以のものは即ち此正義説に反して居る所のものではないか道徳上強ち非難すべからざる所の事柄を取て以て一國の理法となしたる事柄は此他にも折々見えをする故に正義説は今日に於ては單に一の感情説に過ぎないものとして認めなければ成りませぬ而して第二の利益説に就きましては今茲に詳はしく申上げる迄もなく單に國家の利益を保護せんが爲めと云ふばかりの理由を以て刑罰を加ふることも亦た少しく理論上不當たるを免ぬかれませぬ加之利益は常に衝突するものにして甲者の利益乙者の不利益となり如何なる事を把て以て利益となすやの點に至つては殆んど感情説と擇ぶ所なしそれで有りますから今日の現行刑法の主眼と致して居ります處の折衷主義所謂利益と正義と云ふ觀念を専らと致して居ります説は大分非難を免ぬかれない所の説で在ります此事に就きまして曾て刑法學者の間に在て議論の有た次第で御座りますそれで有りますから私は此刑罰と云ふ事に就きましては結果から議論を立てまして必ず犯人を改心せしむる所のものでなければならぬ

犯罪者を改心することの出来ないものは國家が刑罰として之を設くる所の相當なる權能を具へて居ない者と認むるもので有りませす刑罰終局の目的は犯罪者を改心せしむるに非ずんば徒らに苦痛を犯人に加ふる所の復讐主義若くは反坐主義に過ぎないので御座りませして之を極言すれば一の兒戯に均しきものと云つても宜からふと思ひませす刑罰は單に一片の理論に走つて國家が刑罰權を有するとか何とか斗りに着目して權力の關係を保つ實例即ち犯罪者を改心せしむると云ふ事に重きを措かないから今日では再犯以上のものが益々多數を占むるのでは有りませぬか兎角異論に走る所の結果は如此次第で有りませすから將來は其實實即ち専ら犯罪者を改心せしむると云ふ事に重きを措くにあらずんば刑罰權實行の權能を完うすることは出来ないぢやらふと思はれませす既に刑罰が犯人を改心せしむる所の具たる以上は犯人に一定の刑期を附して其刑期間に是非とも改心させなければならぬと云ふことを監獄官吏が力めるのは當然でありませするけれども豫め改心の時期を定むるときは頗る困難で有りませして裁判官が五六回若くは七八回の審問位で以て其改心の時期を法律の規定に依り

ませして定めると云ふ事柄は普通の想像の及びがたない次第で御座りませす故に今日に在ては改心せざるものを放免し改心したるものを尙ほ獄中に留め置くこと云ふ實況を免かれないので御座りませす改心せざるものを放免するは社會に罪惡を傳播するに均しく改心したるものを監獄内に留め置くは尙ほ國家が刑罰權を濫用するに均しきもので御座りませす此等の事柄は國家の政策上最も講究を要せねばならないものと思はれませすそれで有りませすから私は此不定期刑の事に付きませしては亞米利加の國に於て用ひられました如く法律上或る一定の刑期を設けませして其刑期の範圍内で以て監獄官吏が犯人の個人的關係を省察して犯人の改心時期を俟て出獄せしむると云ふ方法は私の最も賛成する所で御座りませす……或る論者は之に非難を入れて曰く之れ行政權を以て司法權を蹂躪するものなりと私は此説には反對で御座りませす現に今日の制度に於きませしても假出獄制度は充分に行はれませして裁判官の宣告を與へられませしたる刑期の範圍内に於きませして行政官は隨意に犯人を出獄せしむることを得るの規定があるでは御座りませぬか之れすらも司法權蹂躪問題は起らない以上は私は獨り不定

刑期に就てのみ司法權蹂躪の問題が生ずると云ふ理由は見出さないので御座りませす或人はまた之に非難を試みて曰く不定期刑は理論に可なりと雖ども極めて實行に難しと其實行方法如何の問題に付きませしては之を別問題として論定しなければ成ませぬけれども今日の行刑法に於きませして裁判官に刑の執行猶豫を許された以上は監獄官吏にもまた刑の執行猶豫を許すべき權能を與へても強ち不權衡とは云はれませすまいと思はれませす私は此新刑法上刑の執行猶豫を認めたる理由を以て直ちに我監獄官吏にも執行延期の權能を與へられんことを希望して止まないの御座りませす之を要するに私の唯今述べませした説は單に理論上どふしても不定期刑を採用しなければならぬと云ふ所の維持説で御座りませすが實行の點に於ても私は決して今日之を憚る様な事はあるまいかと思ひませす果して然らば今や刑法の改正せられんとするに臨みませして我監獄官吏たるものは充分に是等の權能を委ねられん事を希望するのは相當の處置であるふと思ひませす私は我監獄官吏を信するが故に不定期刑を採用することの出来ないものだと思ひませぬから飽迄も此事に付ては主張する所で御座りませす聊か

納辯ながら一言致して維持説を主張するのでありませす

●第二席法學士赤司鷹一郎君 消極論

先きに一寸申上げて置かねばなりませぬ、唯今印南君は私がさも名論でも吐く様に御吹聴が御座りませした私が私は何にも此問題に就て取調べは出來て居りませぬ、實は充分研究して見やうと思ふて居りませした時日の不足と材料の集らない處からして未だ其百分の一も調べることが出來ませぬ、ソレヲ今日單に外國の著書に有ることに付調べた事と聊か私の考へとを極簡略に御咄致すことで御座りませす
此不定期刑のことに就ては先會留岡君から御咄が有た通り此主義はフレテリック、ヒルと云ふ人が初めて「スコットランド」の監獄巡閱の報告に於て之を唱ましたマコノキー氏も又同じ様な意見を持って居りませす、氏は明らかに不定期刑と云ふ名稱を付けず、同一の結果を生ずべき方法を主張しました、其方法は刑期を以て宣告の標準としないうで標準を標準として刑を宣告するものでありませす、囚人は自己の作業

の成績、學文の勉勵又は其他善行に依て標章を得、其數が宣告の數に達したる時始めて放免する方法である、夫れ故に如斯標章を標準として刑を宣告するときには勢ひ期間を定むる事が出来ない、即ち不定期刑の一種であると云はなければなりませぬ、又大僧正のホエートレー氏は或一定の期間に換ゆるに一定の作業を以て宣告の標準となすべきことを主張して居る、此説もまた刑期を不確定ならしむる所のもので有りませぬ

之から本論に這入て不定期刑は理論上公平にして正當なるものであるや否やと云ふ事を論じやうと思ひます、唯茲に於て御注意を請ふは此理論上からして觀察する場合に於ては其實際に行はるることを得るや否やと云ふ問題は暫らく之を度外に於て總べての實行が出来るものとして立論致します、不定期刑の理論上正當であると云ふことはワインス氏が充分論じて餘す處がありませぬから同氏の説の大意を述べて同氏の説を批評しようと思ひます、ワインス氏が云ふのは抑も犯人に對して刑罰を科するの目的と云ふものは何處にあるやと云ふ問ひに對しては何人も皆社會からして犯罪を減少せしむるにあると云ふ事を

ス氏は期間に依て刑を宣告する主義は種々の危険及び弊害がある、即ち(第一)には未だ全治しない以前に於て犯人を社會に解放し隨て再び犯罪を犯すの恐れあるのみならず中途にして治療の事を廢する様な事があると再び舊体に復して其期間内になせる所の治療と云ふものは全く無効に屬する事がある(第二)に既に全治して居る處の者を尙拘禁する事がある「依之觀之單に時の到來と云ふ事を條件として囚徒を放免するは即ち二種の弊害中必ず何れかを常に犯すものである、云ひ換ゆれば社會に對して惡事でなければ囚徒に對する所の害惡を行ふ所のものとなる、犯人を拘禁するの目的と云ふものは實に社會の保護と云ふ事を目的として居るものである、而して社會の保護を完全ならしめんが爲めに犯罪人を拘禁するは正當の事であると云はなければ成りませぬ、併しながら此拘禁に依て犯罪人をして全く改善せしむる事はなされば拘禁に依て社會の保護を完うすると云ふ事は出来ない、故に囚人にして道徳的に改良せられて之を放免するも再び良民に危害を及ぼすの虞なきに至るまで之を拘禁して置くのは至當の事否な寧ろ國家の義務である、若し犯罪人にして出獄後猶ほ

疑ふものはないで御座りませう、此犯罪を減少せしむるのには主として犯人を改良するに依て達する事が出来る、故に國家が改良の實が現はれる迄は犯罪人を拘禁するのは正當の事であると、又佛蘭西の監獄刑法學者デノスパーン氏が云ふのには若し改良主義にして充分行はれる様に至つたならば不定期刑は必要缺くべからざるものとなるで有るふと、又ワインス氏は犯罪者は法令に違犯したるものであるからして正さに罰をぬうちする所のものである、併しながら一方に於ては犯罪人は總べての道徳的の疾病者であると云ふ事を忘れてはならぬ、ソレであるからして宜しく之が治療の途を講せなければ成らぬ、而して監獄は實に此二つの目的を達する處である、云ひ換へて見れば一方に於て罰を執行すると同時に治療を爲す所である、否寧ろ刑罰を方便として犯人を治療する所と云ふ方が至當かも知れない、故に恰かも通常の疾病の場合に於て其疾病は必ず治療する事が出来るか否やまた幾日立ては治療することが出来るかと云ふ事は豫め定むる事は難ひと同じく道徳的の疾病者即ち犯人の治療及び治療期を豫定するのは實に不法の事やと云はねば成りませぬ」ワイン

良民を害する様な場合には國家は社會保護の目的を達する事は出来ない、又其犯人の爲した所の犯罪の捜査、豫審、公判、拘禁等に要する所の費用努力に對して何の得る所なく國家は不生産的の事業を爲して居ると云ふ事の責を免かれないものである、且つ通常刑期を定むるに於て犯罪の程度と刑罰とをして其權衡を得せしむるのは實に困難の事である、故に刑期を定むるの標準としては犯人の治療改善を取るの勝れるに過ぎませぬ、治療と云ふことを標準とすれば其治療の必ず成功すべきや否や其治療が幾日を要するやと云ふ事は豫め之を定むるのは困難であるからして勢ひ刑期を定めて刑を宣告する事は出来ない、吾人は癡癲者を其治療に至る迄拘禁するではないか其癡癲者を治療に至る迄拘禁するは社會の安全を保つ所であつて又同時に患者其者の利益であると同じく道徳上の癡癲者を其全治に至る迄拘禁するが國家の利益であると同時に犯人の利益であると云はねばならぬ」故に不定期刑は實に理論上完全のものである以上はワインス氏が不定期刑を採用すべきものであると主張する理由の大略である私はワインス氏の説に全然服する事は出来ない、即ち第一に刑罰の目的は單に改良と云ふ一點にあるや否やと云ふ事を非常に疑ふ所のものである、若しも改良と云ふ事の

みか刑罰の目的とあるならば不定期刑主義は或は完全なる制度と云ふ事が出来るかも知れませぬ、併しながら一方に於ては刑罰と云ふ者は國家が自己に有害なる所のものを排除する所の一の方法であると云はなければならぬと考へます、國家は自己の生命財産を有して自己に對する危害は公力を以て此を排除するは正當のとである、果して然らば刑罰は常に改良のみを標準として之を科することは極端に失して居る所の議論であると云はなければならませぬ、第二にワインス氏は犯罪は總べて道徳的の疾病者であると云ふ事を前提として立論されて居ります極昔に於ては道徳、宗教、政治、法律と云ふものは皆合して一で有りました、併しながら時の經るに隨て次第に變化して今日に在ては道徳と法律とは絶對的に別々ではないか併しながら全く道徳と範圍を同じふするものではないと云ふ事は誰れも疑はない、例へば道徳に於ては惡事ではないものと雖も法律は之を惡事であるとして罰して居る例は各國の刑法を見たならば實に澤山ある犯罪人は國家の法律殊に刑法に依つて罰せられたる所のものである、道徳と法律とが異なる以上は總ての犯罪人は如斯道徳的の疾病者であ

ると云ふ事が云へない、或種類のものは法律的の犯罪者である是等の犯人に對して一概に道徳的の改良の方法のみを講ずるものは所謂治療の方法を誤るものと云はなければならぬ、且つ刑法に云ふ所の過失犯の如きはワインス氏の説に従へば之を罰するは國家が不當に其權力を濫用するもので在て之を罰すべき正當の理由はないのであると云ふ事になる、併ながら今日の各國に於て尙ほ之を罰するは其行爲が社會に害を爲すに依て其害ある行爲を排除せんと云ふ所の爲めに刑罰を科するものであると私は考へます、此第二の非難は單にワインス氏の説に付て述る處であります、或不定期刑論者は宗教、法律、道徳等の區別を明にし或犯人は道徳的の疾病者なりと見れば道徳的改良の途を講じ法律的の疾病者には法律的改良を行ひ宗教的の疾病者には宗教的改良を行へば差支ないではないかと云はるゝかもしれないさう云はれると第一の點に立戻らなければならぬ瘋癲者の如きは瘋癲院に入院せしむるの外自宅にて治療するを許すではないか又普通の疾病者も自宅にて治療するを許すではないか然らば不定期刑主義の論者の説によれば犯罪者も自宅にて治療するを許してもい

と云ふことになる犯罪者に限り自宅の治療を許さずして監獄署に強て入るゝ理由は見出す事が出来ないではないか私は淺學であるからかも知れないが未だ不定期刑論者にして犯罪者は必ず監獄に拘禁するとは惡ひ自宅治療を許せと主張する人を聞かない我の考では社會は犯罪人を排除する權利があるからして犯罪人を拘禁す乍併一定の時間拘禁して置く間單に無益に時間を徒費せしむるは國家自身に不利なる故其間に出来る丈改良をささる様にす乃ち改良は全く不必要ではないが改良のみが監獄の目的であると云ふは不當であると考へます、即ち此二點からして私はワインス氏の説に従ふ事は出来ませぬ次に實際の點からして之を論じて見るときには同じく不定期刑は採用する事が出来ないといふ事が出来る、ワヰンズ氏が刑期を標準として刑を宣告する主義を攻撃した二の要點はまた以て不定期刑を攻撃するの材料となるものである、吾人の力を以て如何にして能く人の心上に立入て其人は道徳的に改良したか否やと云ふ事を觀察する事が出来るで有りませうか、譬ひ觀察するも其觀察は常に當を得たるものなりと云ふ事は出来ない、又犯人が改心したか否やを觀察する

のには短期間には之を爲すことが出来ないであらふ勢ひ永い所の期間を要しなければならぬ、若しも永い期間を要せざれば改心したか否やと云ふことを知る事が出来ないといふれば既に實際に於ては改心せるものと雖も尙ほ永い間之を監禁して置いて試験しなければならぬ、果して然らばワインス氏が攻撃した所の第二の要點即ち既に全治して居る者を猶ほ永く拘禁するの弊は亦不定期刑にも免かれない、ワインス氏の攻撃した所の第一の要點乃全治せざる以前に犯人を社會に解放するの恐れと云ふ事は不定期刑を採用すると雖も亦た免かれない所の事で有りませぬ前に云ふ通りに治療と云ふ事は人力にて知り難く又實際に於て極惡なるものは極惡なる程狡猾てふものが在て巧に假面を被り改悛の狀を表して其社會に出るや再び犯罪を爲すものが多い之は即ち今日の有様で在て即ち事實改心するや否やと云ふ事はなかゝ知り難い所の事である知り難ければ未だ全治しない所のものを社會に出す所の恐れがあると云はなければならぬ、即ち概括して云へば不定期刑と雖も常に二種の弊害を生ずるものと云はなければならぬ、彼の有名なるタラック氏は口を極めて不定期刑は危險

にして且つ弊害のある所のものであると云ふ事を主張して云ふに現にエルマイラの監獄に於て重大なる罪惡を犯したるものにて僅々十八ヶ月又は二年位の短い期間に於て再び社會に出る様な奇觀を呈して居る實に不當の事と云はなければならぬ、是等の者は既に改良したからして長期間刑罰を執行するの必要はないと云ふと雖社會の安寧秩序は尙ほ社會の爲めに此種の犯人をして永く社會からして隔離して置くの必要がないであらふか、換言すれば犯人に長期間刑を執行するの必要がないと雖ども再び社會の激浪中に投じて再び犯罪を犯す様な状況、外部の誘惑より隔離して置くの必要があるではないかと云つて居りまする又犯罪人は疾病者であるからして改良のみが監獄の目的であるときは宗教上の犯人には宗教上の改良をなし道德上の不完全の人こそ道德を改良をなすとするも道德の犯人にも種々の種類ありて恰も普通の病人に種々の種類あると同しとでありませす此諸種の疾病者に對して箇々に治癒の途を講ずるのは實に至難のとである國家は其なす可き職務を他に多く持てるからして此治癒の如き恰んど不能のときに力を用ゆる暇はないと云はなければならませ

ぬ、又今日の日本の有様に於て此不定期刑を採用するのは極不當の事であるかと考ゆる、今日に於ては監獄と云ふものは刑罰の執行と同時に改善を目的とするに云ふ事を考へて居る人をすら極めて少數である時に際して此不定期刑を採用して急劇に刑法の主義に一大變革を來たさしむるとは政略上其宜しきを得たるものにあらずして却て社會に毒を流すに至る所の憂ひがある、夫れ故に私は實際上からも理論上からも不定期刑に同意を表することは出来ないのであります

●第四席山崎末吉君折衷論

種々御明論御卓説が御座りましたが私は諸君と少し變りたる議論を唱やうと思ひます、此不定期刑を絶対的の我刑法に採用するが善い歟やうかと云ふに就ては先づ第一に刑罰の目的を定めなければ是れを決する事が出来ませぬと思ひます、刑罰の目的に就ては既に印南君其の他の諸君に於て御述べが御座りましたが印南君の如き不定期刑を絶対的に我刑法に採用するが善いと云ふ論者は刑罰の目的は犯罪人をして改過遷善せしむ、即ち犯人の自新を促すを唯一の

を殺し直に改過遷善せし場合の如き、又之に對し刑罰を科することが出来ぬ、なせなれば既に刑罰の目的を達し居るを以てありませす、斯の如くなりませるときは社會は少しも畏懼せざるに至りませす、なせなれば大罪を犯すも一日の刑罰の執行をも受けさせぬからであります、依て私は刑罰の目的は種々ありませしやうが先づ犯人の自新を促すことと社會をして畏懼せしむると云ふ此の二つは實に刑罰に缺くべからざる處の目的と考へませす、此二の目的がありませるとしませすれば則ち死刑の如きは世人をして畏懼せしめ犯罪を豫防するに至りませす、又人を殺したるもの如き大罪を犯したるものは假令悔悟遷善するも斯の如き大罪には重刑を科し社會をして畏懼せしめ又輕罪を犯したるときは輕き刑を科する様に致さなければならぬ、なせなれば罪には重罪輕罪の區別がありませすから其罪の輕重に従ひませして刑罰にも亦輕重がなければならませぬ、成るべく罪と刑とは權衡を得る様に致さなければならませぬ、若し絶対的悉くの犯罪人に不定期刑を採用して刑期の期限を示さず監獄に拘禁し、他日自新したるときは出監せしむると云ふが如きは即ち犯罪事實を一樣に見做し些少

目的と心得て居るからであります、故に犯人にして先非を悔悟し自新したる以上は刑罰の目的を達したるを以て刑罰執行の必要が無いと云ふものゝ如く見ゆる是は犯罪人即ち人と云ふことを主として其他犯罪の事實に就ては少しも着目せられぬ故斯様なる議論となる様に考へらる私は刑罰の目的は決して如斯單純なる犯人の自新のみに止まらず其の他種々の目的があるものと考へられます、若し犯人の自新のみが刑罰唯一の目的としませすれば死刑の様なものも少しも刑罰の目的を達する事が出来ませぬ、なせなれば死刑を執行するときは犯人の自新を促すことは少しもなくして只だ社會人民をして畏懼せしむるに外御座りませぬ、又刑事人類學に云ふ所の先天的犯罪人なるものが果してあるものとしませしたならば、是等のものは絶対的自新の目的なきもの故刑罰を執行する事が出来ぬと云ふに至りませす、故に却て是等のものに對しては社會の安寧秩序を維持する必要上、刑罰以外の方法を以て絞殺するか又は社會以外に放逐する等の方法を設けなければならぬと云ふに至りませす、尙又如何なる大罪を犯すも改過遷善さへすれば少しも刑罰執行の必要がないとしますれば、人

を殺し直に改過遷善せし場合の如き、又之に對し刑罰を科することが出来ぬ、なせなれば既に刑罰の目的を達し居るを以てありませす、斯の如くなりませるときは社會は少しも畏懼せざるに至りませす、なせなれば大罪を犯すも一日の刑罰の執行をも受けさせぬからであります、依て私は刑罰の目的は種々ありませしやうが先づ犯人の自新を促すことと社會をして畏懼せしむると云ふ此の二つは實に刑罰に缺くべからざる處の目的と考へませす、此二の目的がありませるとしませすれば則ち死刑の如きは世人をして畏懼せしめ犯罪を豫防するに至りませす、又人を殺したるもの如き大罪を犯したるものは假令悔悟遷善するも斯の如き大罪には重刑を科し社會をして畏懼せしめ又輕罪を犯したるときは輕き刑を科する様に致さなければならぬ、なせなれば罪には重罪輕罪の區別がありませすから其罪の輕重に従ひませして刑罰にも亦輕重がなければならませぬ、成るべく罪と刑とは權衡を得る様に致さなければならませぬ、若し絶対的悉くの犯罪人に不定期刑を採用して刑期の期限を示さず監獄に拘禁し、他日自新したるときは出監せしむると云ふが如きは即ち犯罪事實を一樣に見做し些少

の軽重なきものと見做せしを以て、斯の如く立論せらるゝに至ります、私は既に前にも述べたる如く刑罰の目的に於ては犯人自新の外尙ほ社會をして畏懼せしむると云ふことが必要でありませうから改過遷善しても尙刑罰執行の必要のありませう場合もありませう故に私は不定刑期に就ては何れの犯罪人を問はず絶對的我刑法に採用すると云ふには賛同を表すること出来ませぬ既に赤司君も云はれし如く俄に斯の如き方法を採用したならば、社會人心をして非常に劇動せしむるに至り穩かならざるに至らんことを恐れませう、依て私は爰に折衷主義を主張致しませう折衷主義とは彼の破廉耻罪の再犯以上若くは三犯以上の如き習慣犯者に對してのみ不定刑期を採用致したる御座りませう、なせなれば是等のものは既に再三再四犯罪を爲し、犯罪を以て一種の生活とし容易に改過遷善致させぬ、又刑罰の恐るべき事も知りませぬ、是等のものが常に監獄に出入するときは自然世人をして畏懼せしむる念慮を薄らかしむるの恐れも御座りませうから、私は是等破廉耻罪の習慣犯者に對しては法定の期間をも定めず、無制限に監獄に拘禁し置き監獄當局者に於て愈々改過遷善せしものと認むるに

至る迄は出監せしめざる様に致したる御座りませう、斯様に致したならば少しも刑罰の目的に違ふ事もなく誠に都合が宜ひかと考へられます、先づ私は是で止めまして尙諸君の御高説を伺ひませう

●第五席小河滋次郎君折衷論

段々御説を聞きませうが私の説は大体の上から云へば無定期刑に賛成はして居りませうが、亞米利加當りにて施行して居る無定期刑には大に反對で御座りませう、兎に角無定期と云ふ刑を起した主意は刑罰の目的は何時も犯罪と云ふ事實に在て犯罪人と云ふものには重きを措かなかつた所が段々其主意が變て來て犯罪と云ふ事實の上のみに重きを措ては刑罰の目的を達する事が出来ぬ、人と云ふ事に重きを措かねばならぬと云ふと成て來て無定期刑が餘り極端に趨り過ぎて來て居るので有りませう

刑罰の目的は犯罪をする人其物に重きを措ねばならぬのは元よりの事で有りませうが、之と同時に犯罪の事實と云ふ事も考へなければならぬので有りませう宜敷相融和して行かにやならぬこと考へませう……無定期刑と云ふものは只管犯罪人と云ふ事のみ

きを措て其事實は問はないので御座りませう、人間の心の中に立入て改良を施すななかと云ふ事は道德の事で……神の仕事である人間の仕事ではない、社會に犯罪あれば只だ表面に現はれた事實を見て遣つて行かにやならぬ、アイツの面付が悪いから心も悪かるふと云ふ様なことで刑罰を科する事は出来ぬ表面に現はれた犯罪行為の分量に依て刑罰を科するのが必要で有りませう、即ち外部に現はれた事に就て宜敷之が罪惡の輕重を量て刑罰を加へて行かにやならぬ、表面に現はれた犯罪事實を見まして其人の心の中に立入て刑罰を科する様な事は宜敷ないと思ふ亞米利加で施行して居るのはそれで有りませう……犯罪と云ふ事實に重きを措かず犯罪人と云ふ人のみに重きを措くことにすれば、例へば茲に幼年の時分から不良の家庭に育ち教育も何にもない子供が在て其子供の母が他人から誹謗せられ親子の情如何にも黙過するに忍びず其名譽を維持するが爲め其子供が之を毆打した、又一の官吏が官金を監守して居て餘儀なき事情の爲めに金の必要に迫て其己れが監守する所の金を窃取したと云ふ様なときに官吏の方は相當の教育もありて其惡事たる事を知悉し非常に改悛

をして將來決して罪を犯す様な模様は見ぬないと云ふ場合に、犯罪事實の上から見れば一方は毆打、一方は官金費消である、單に人間のみに重きを措て刑期を定めずに監獄に入れるときは其結果はどふかと云ふに、官金費消したる官吏の方は教育もあり元來改心して居るから早く放免すると云ふ事になるであらうが、一方の不良の家庭に育る實際人間の性質も惡ひと云ふ毆打犯罪人の方に於てはどう云ふ考へを持つてをろふか、永く監獄に拘禁して置かねばならぬと云ふ様になるであらふと思ひませう、犯罪事實を考へずして單に人間のみに重きを措くときは甚だ都合なる結果を見る事になる、それで私は「エルマイラ」に實行して居る様な事は我現行刑法の上に採用する事は出来ぬと考へませう、どうしても習慣犯罪者及再犯以上の者其他容易に改良の出来ない所の者に限り不定刑期を採用して貰ひ度と考へませう、習慣犯罪者にして改良の望みの少ないものを社會から離隔して永く監獄に繋ひで置く事は至極宜かるふと思ひませう、現行刑法に行はれて居る様な窃盜三四犯の者にも極短期の刑を施すと云ふ様な弊害を除く爲めに此不定刑期を置くのは至極善い結果を見る事が

出来るであらふと思ふ、亞米利加の「エルマイラ」に行はれて居る様な事には反對で御座ります、施行するならば習慣犯者或は再犯以上の者其他改良の望み少なき所のものに限り施行する事にしたいと考へます

雜 録

●全國裁判所取扱件數表に

就て感あり 浪華生

本月二日の官報を以て本年四月中全國裁判所取扱件數表を掲載せらる、本表は毎月官報を以て公表せられたりあり、世人は本表に付如何なる感を抱かるゝや否やは余輩之を知るを得ずと雖も、刑事裁判の進行如何は直接監獄に關係を有すること多きを以て、余輩は茲に本表に對し卑見を述ぶるは又強ち無用の辯にあらざるべきを信ず讀者幸に諒せよ

一、刑事訴訟の裁判進行并刑事被告人の概況

本表中刑事訴訟の欄を見るに舊受即ち三月より繰越の件數は實に入千四百四十四件外に缺席判決に對する故

障事件百八件合計八千二百二十二件にして、四月中の新受一万六千六百十件缺席判決の故障二百五十九件合計一万六千八百六十九件なりとす、而して此合計件數二万五千九十一件の内判決既濟件數は一万七千三百三十三件にして差引七千九百五十八件は翌月即五月に繰越したる事件なりとす、而して右既濟件數に對する被告人員は實に二万三千七百五十一人外に故障人員二百七十六人にして合計二万四千二十七人の内豫審終結の結果、無罪となりたる件數四百七十八件に對する人員を假りに一件、一人四分（既濟件數に對する被告人の割合は一件平均一人四分に相當す）とすれば此人員六百七十人を控除したる殘數即ち二万三千三百五十七人は裁判々決の結果、刑事被告人より四人に移りたる人員と看做さるべからざるが如し、而して此割合を以て未濟件數に對する被告人員を算出するに四月より五月に繰越したる被告人員は一万千四百四十一人の多き以上なるが如し、然れども假りに其内地方裁判所以上の管轄事件は、保釋責任人員を除く外、被告人を總て監獄に拘禁滯獄せしめつゝあるものとせば、即其件數三千六百五十五件此人員五千百十七人となるべし、然るに一面本

省の調査になれる四月三十日全國在監人の内刑事被告人總數一萬千八百八十人なるを以て差引六千六百三十三人は區裁判所管轄事件にして拘留中のもの及び裁判宣告済上訴期限内にある未決中の被告人なりと見ば其結果大なる過誤なるべしと信ず、何れにせよ近時司法制度の發達并當局裁判官、檢事の裁判進行上に注意を加へらるゝより著しく刑事訴訟の進歩を敏速ならしめ、被告人の滯獄日數を短縮せしむるの結果を見るに至りしは監獄の爲め祝賀すべきことなりとす

二、上訴及豫審事件の結果を比較計量し誤判多きを想像せらる

近時裁判制度の發達に伴ひ、就中刑事訴訟の審理の敏速なる前述の如くなるは、寔に國家の爲め慶賀すべき事なりと雖も、本表に就き仔細に之を精見すれば余輩をして轉た一驚を喫せしむるに足るものあるを發見せり、試みに表に就き其理由を陳述せん、四月中既濟事件の内豫審に附せられたる件數合計千七百九十件にして内千三百十二件は豫審審問の結果有罪の決定を與へられ四百七十八件は無罪の終結を與へたりと、而して此豫審件數千七百九十件は悉く檢

事の起訴したるものからされれば現行犯の事件ならざるべからざるなり（重罪輕罪の現行犯に付ては豫審判事直に豫審に着手することを待との明文あり）果して然らば現行犯の場合は犯罪の事實明白なるを以て姑らく之を除き其他は總て檢事に於て犯罪の事實に付一再應の捜査を遂げ有罪と意料したるのみならず、各其事件の難件なることを認めたる場合たらざるべからざるなり、然るに既に檢事が公訴を提起し豫審を求めたる事件にして豫審終結の結果、有罪の決定を受くるもの七割三分に過ぎずして爾餘の二割七分は無罪の終結を受けたるとなる而して此無罪の終結を受けたる者は唯被嫌疑者として空しく監獄に拘禁せられつゝありしものと看做さるべからす

又第一審判決に對する上訴判決の結果に依て之を見るに本表既濟件數の内、第一審判決の總數は一万四千七百七十三件にして内上訴を爲したるもの現に八百四十一件あり、去れば第一審判決に對する上訴件數は僅に五分八厘に相當せり、然かれども尙此外に上訴を爲さんとすも上訴豫納金を調達する能はずして上訴の無効となるもの（輕罪控訴に就て云ふ）及豫

納金免除を許されずして原裁判に服罪するものも事實上夥多之れあるべきを以て上訴件数の多少は直ちに取て以て第一審判決の當否を論斷する能はざることを勿論なりとす、尤も豫納金の制度は健訟を防遏するの主義に出でたるべしと雖も上訴に對する上級裁判所の判決の結果を見るに至ては寧ろ健訟の弊を憂ひんよりは尙一層多數の誤判あらんことを疑はざるを得ざるが如し、即ち之を表証せんに上訴判決總件數八百四十一件にして内第一審判決を認められ棄却となりしもの四百十六件、第一審判決を取消し及大審院に於て破毀せられたるもの四百二十五件あり、去れば上訴總件數に對する五割強は前判即ち第一審又は第二審に於て判決に錯誤若くは一部に瑕瑾ありたる判決なりと看做さるべからざるに似たり、豈大數なる誤判に出でたる結果ならずとせんや、就中前判取消數の尤も多きは區裁判所管轄に屬する輕罪の控訴并地方裁判所管轄の重罪控訴は六割三分を占め地方裁判所の輕罪控訴は五割八分、同犯則の控訴は五割七分に相當せり、而して大審院管轄の上告審は破毀事件最も尠なきが如し、即ち重罪の割合は二割六分、輕罪は二割一分に相當せり、以上は只統計

の示する所に依り算數上より比較觀察を遂げたるに過ぎずと雖も予輩は統計は能く事實を欺かず、確實なる數字は理論に優るものなりと謂はんと欲す、而して本表に付是非の論は予輩之を讀者の判斷に任せんと欲す請ふ諒せよ

● 犯罪と酒の關係

南筑邊隅生

吾人常に謂はずや酒なるものは其量をして適度ならしめば健康を助くるに大なる効能あり若し之に反し豪飲過度の結果は多くは失敗の基因となり暫に身體を傷害するのみならず種々なる椿事を演出するは世間往々あり得る所の事實なりと俚諺に曰く過飲は及より多く人を殺すと味あるかな此言や宜なり普通教育あるものに於て猶且つ然り況んや教育なく事理に晦き下層人民をや而して彼等下級の儕輩は其探る處の事業多くは勞働社會に手足を投じ生計を營むものにして終日の勞苦は晚餐一杯の酒力により心を慰め氣を養ひ以て無上の娛樂とせり故に偶々同氣相會すれば一杯一杯遂に亂醉を極め些々たる言葉の行違等より忽ち甲罵乙怒するはまたしも及物三味修羅の活劇如何に己れを傷ひ人を傷ふべきや之を思へば酒力

の爲め犯罪に陥りたるもの亦決して少なきにあらざるべし是を以て予輩は信ず犯罪者中酒を嗜むものど好まざるものとの比較を統計し如何なる犯罪に好酒するもの多數なるかを知るは治獄上犯罪直接の原因

を探るに一方便たる事なれば依て試みに我盤に於ける明治三十一年三月末日の囚人現員千四百四十一名の罪質により之を調査せしに其結果實に左表の比例を示したり

三池集治監

| 品目 | 酒之部 | | | | 烟草之部 | | | | | |
|------------|------|-----|--------|-----|------|------|----|--------|---|---|
| | 大ニ好ム | 好ム | ム全ク好マズ | 小 | 計 | 大ニ好ム | 好ム | ム全ク好マズ | 小 | 計 |
| 罪質 | 一一〇 | 一一五 | 五五 | 二八〇 | 六三 | 一一一 | 九六 | 二八〇 | | |
| 謀殺ニ關スル罪 | 四 | 三七 | 一三 | 九四 | 三三 | 三三 | 三九 | 九四 | | |
| 放火ニ關スル罪 | 七九 | 一一八 | 四六 | 二三三 | 三七 | 一一八 | 九八 | 二五三 | | |
| 貨紙幣偽造ニ關スル罪 | 三五 | 六〇 | 二二 | 一一八 | 一一 | 五 | 四五 | 一一八 | | |
| 強盜ニ關スル罪 | 三三六 | 二七 | 一四二 | 六四九 | 一一 | 二八六 | 二五 | 六四九 | | |
| 毆打殺傷ニ關スル罪 | 一六 | 一一 | 三 | 三〇 | 九 | 一三 | 八 | 三〇 | | |
| 遺棄致死ノ罪 | 一 | 一 | | 二 | | | | 二 | | |
| 上官暴行ノ罪 | 六 | 三 | | 九 | 二 | 六 | | 九 | | |
| 辱職ノ罪 | 二 | | | 二 | | 二 | | 二 | | |
| 爆發物違犯ノ罪 | 一 | | | 二 | | | | 二 | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|---|
| 監守盜ノ罪 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 竊盜ノ罪 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 五三二 | 六二八 | 二二二 | 一、四四一 | 二六九 | 六三三 | 五三九 | 一、四四一 | - |

本表に依り百分比例を爲すに其好むものは八十人四分強嗜まざるもの十九人六分弱の割合に相當するを以て見れば犯罪者の多分は酒を好むものたる事は掩ふべからざる事實なるが如し就中謀殺傷及放火を爲したるものに最も多數を占めたる所以のものを案ずるに此種の犯罪は其原因を怨恨憤怒痴情等に生ずべしと雖も苟も人の生命を絶ち人の住宅を燒燬するが如き行爲の天地容れざる大逆なるとは何人も之を辨へざる筈なし例ひ實行の決心ありとするも一片の良心豈躊躇する所なかるべけんや然るを之に絶大の刺刺劑たる酒氣を注入せば恰も火を消すに油を以てするが如く或は嫩芽に春雨の潤ふに等しく奮然勇躍神氣十倍復他を顧みるの違なく遂に回復し得べからざる大罪を決行するに至りしもの決して尠少にあらざるべし事情果して斯の如くならしめば酒は實に犯罪の媒介物と云ふも過言にあらざるべし

因に云ふ本表中烟草の好否を掲載せし所以のものは犯罪の原因に關係なしと雖も酒と共に監獄に於て嚴禁せられたる結果多年の習慣を破り如何に健康を害すべきや否を檢診し他日疾患的に對比し監獄衛生上参考のため統計せんと欲し之れが材料として調査せしにより併て此に掲ぐる事とせり

●監獄衛生振興の時期

吉田徳太郎

監獄衛生の必要なる猶は國家に衛生警察の必要なるが如し若し夫れ國家にして衛生警察の設備勿らんか如何にして能く社會民人の衛生を保持し社會民人の幸福を増進する事を得べきや監獄にして不幸衛生の機關備はらず衛生の道萎靡として不振るものあらんか如何にして能く多數囚人の健康を保全し後日囚人をして良民社會に復歸せしむるの幸福を得せしむる事を得べきや

●新聞記事の誣妄に就て

去月十二、十九日の東京日々新聞紙上に於て法科大學龜山生なる記名を以て巢鴨監獄の現況と題する一文の寄稿あり、時節柄當局者に迷惑を感せしむること尠なきにあらざりしが如し、何となれば其觀察甚だ粗雑、文章又甚だ穩かならざればなり、然れども記名苟も法科大學生とあるを以て世人が此記事に付比較的重く之を見たるべしと信するものあるを以て一言敢て該記事の出所及誣妄の廉多きを辯せん

本記事は冒頭に小河監獄事務官に隨行し一覽したる事實なりと云ひ又信用ある法科大學の名を冠すると雖も其筋に於て取調べられたる事實なりと云ふを聞くに當日小河事務官と同行したる學生に記名の者なきのみならず法科大學生には政治科に龜山某なる人の外龜山と云ふものなく而して政治科の龜山氏は曾て監獄に關する研究を爲したることなしとの事實の証言ありとの事にて畢竟該記事は何人の卑劣漢が他人の名を冒認したるものなることを証明するに至れり、既に稿者に於て斯る卑劣の徒なりとせば記事の誣妄なる亦之を辯するの要なしと雖文字の穩當を欲ける上のみに就て一言の筆誅を加ふるは亦斯道の爲

思ふに國家衛生警察不振の缺點は社會民人の注意と養生に依り聊か之れが缺點を補定し得ると雖も彼れ囚人の如き身は一小別天地に自由を羈束せられ衛生の事亦不慮にあらざるも嚴正なる刑罰執行の結果は自ら衛生の道を講じ不能るものあらん見よ監獄歴史の吾人をして思はず心膽を塞からしむるに至れるもの監獄衛生の道不備の慘事にあらざるや然り而して今日如何に監獄衛生の不全るものありと雖も古昔の悲慘を再演するが如きは今日改良主義の監獄に於ては寔に杞人の憂に不過と雖も一朝放慢其が措置を誤るが如き事あらんか幾多の生靈をして遂に悲慘の苦を嘗めしむるに至るなきを保すべからざるなり

嗚呼今哉季節恰も惡疫流行の時に際す監獄當局者たるもの須らく先づ監獄衛生の道を擴張し幾多生靈の健康を保持し他日無事良民社會に歸化せしむるの幸福を得せしめよ是れ吾人一己の希望にあらす天下萬望して不止る所なり

以上吾人は時期監獄衛生振張を必要とし監獄當局者の注意を請はんが爲め敢て一言す賢明なる監獄當局者たる典獄諸公吾人の希望を納るゝや如何

め止むを得ざるなり
 記事中當日の統計諸表を揭示したるは姑らく茲に其實否を云ふを得ずと雖も我國の獄吏なるものは封建時代の蠻風を脱せず毫も囚徒を改善するの道を講せざればなりと云ふと雖も、一般法規の存するあるあり當局者は夙に法規の範圍を嚴守し紀律を以て囚徒を律し教誨以て彼等心意を感化し改過遷善に勉めつゝあるは何人も疑はざる所にして、換言すれば現行の獄制は懲感威化の兩機關を具備せるのみならず、當局者其人を得るに潛心注意を怠らざるに依て之を見るも記事の誣妄捏造に出でたるは明かなり、又十七日の紙上に囚徒作業の實況を叙し少しく倦怠の狀あるときは忽ち酷吏の叱咤する所となり甚たしきは人權剝奪とやらを名として亂打亂蹴をさへ加ふるなりとは又實に架空中傷的の毒筆にして半錢の價値を有せるなり、何となれば元來囚人の作業は強制的に出でたること我刑罰法の本旨なるのみならず其動作及賦役の方法は既に獄則に於て規定したる所なるを以て毫も之を寛假すべからざるは勿論、之を獎勵監督すべきこと監獄官吏當然の職責なるを以て聊かの批難を容るゝ餘地なきに亂打亂蹴をさへ加ふるなり

と云ふか如きは實に毒舌の甚たしきものにして誣妄と云ふの外實に無意義なりとす、世間若し之を疑ふものあらば身分信用ある出獄者に就て之を質せ、思ひ半ばに過ぐるものあらん故に深く茲に辨するを要せざるなり、其他監獄内の衛生の事に至ても過大の臆測を列舉せりと雖も監獄當局者は衛生及醫療の點に付き完全なる注意を怠らざるは殊に監獄改善の得所なるにも拘らず其全般を精察せずして斯くの如き虚構の言を爲す、筆者爲めにする所なきにあらざるよりは奚ぞ能く茲に至るを得んや故に予輩は又之が辨を爲ざるべし
 其他記事中再犯者の多き將た食費の點に付直に獄制の不備、監獄官吏の罪に歸したるが如きは苟も獄務を談ずるものとして予輩は之を駁するの價値なき毒筆と看做さざるを得ず、何となれば再犯者の多出するは古今東西大差なきが如く殊に再犯の多きは管り監獄の罪と看做すべからざるのみならず、教育の不完全なるは明かに其主因たらざるはなく、或は社會上に於ける境遇の如何或は刑法の缺點に歸すべき點も之れあるべし然るに其源を極めずして其末流の濁れるを云爲するが如き論者は予輩断じて之を排斥せ

ざるべからざるなり又食量の比較的少きは獄則法規の規定なるを以て是又當局者を責むべからざるなり要之に東京日々新聞の二日の記事は既に其筆者に於て卑劣の行爲あり従て其觀察の誣妄中傷的捏造に出でたること又明かなり聊か記して世間の惑を解くこと爾云

附言本記事は巢鴨監獄の現況と云ひ、小河事務官と同行したりとあるを以て當局者は少からざる迷惑を感ぜらるゝとの事なるを以て予輩は小河事務官の爲め將た監獄の爲め一言を付記せり

● 刑事人類學の研究に就て

刑事人類學は學者の間に多少の批難あるに拘はらず近時我國に於ても現に是れに類したる犯罪事實を見るに至りしは讀者の既に知悉する所にして現に彼の曩きに一時東京感化院に收容したる花村新六の放火を以て毫も惡事たることを知らざるのみならず種々の尋問に逢ひ平然として常事なりとするが如き或は夢中自己の妻子を殺傷したる事件(新潟縣にありし事實)に依り處刑を受けたる裁判に服せず東京控訴院に上訴したる某の如き片山醫學博士の學術的數次の調査研究を盡されたる診定の結果として遂に無罪

の宣告を受くるに至りたるあり其他數度新聞紙上に散見する東京府下にありし最愛の一人を然かも其實母が夢中に構内の井戸に投じたる事實の如き、又横濱にありたりと云ふ實母を夢中に及傷したるが如き皆之を専門家の詳細なる研究に付せんか心意又は身體組織上に異常の點あるを發見せらるゝに至るは蓋し片山博士の研究せられたる結果に徴するも實に明かなる事實なるが如し、依是觀之は獨り殺傷放火等に限らず總て犯罪事實中にも或は心意及び身體の組織上の犯罪種類あるべしとは殆ど疑ふべからざる現象なりと言はざるべからざるが如し、若し果して如斯く學術的に鑑別し得るものとせば我國に於ても刑事人類學の研究は一日も忽諾に附すべからざるなり而して獨り専門醫家の研究にのみ委すべからざるは勿論監獄當局者たるものは就中斯學研究の材料を多く有せらるゝ職務の位置にあるを以て此所に細心注意せらるゝ所あらば學術上の研究と相待て斯學の發達を斯すべきこと亦肝要なる責任なり義務なりと信す殊に監獄醫の職にある諸君は猶更ら此種の研究を務められんことを希望の至りに堪へざるなり

雜報

●遇囚に關する訓令に就て

改正條約實施の期、漸く近くに從ひ近時監獄問題の又漸く世上人士の口端に上ぼるに至りしは少くとも斯道改善の瑞兆として予輩は之を慶するに吝ならず、凡そ社會事物の改良進歩を圖るには種々の蹇軻荆棘を經て而して初めて其効果を收むるに至るは宇宙の萬象皆然ざるはなし、監獄改良の事、今や漸く此行程にあり世人が此問題に注目するに至りしは蓋し社會の風潮然るものあるに存すと雖も苟も之が大戚を他日に期せんには今日須らく社會一般の批評を排除し、同情を求むるの方向に其方針を採らざるべからざるは當局者たるもの責任なり義務なりと信ず、而して今日世人が監獄に對する觀念如何と云ふに其肯綮を得たるもの尠なきが如しと雖も亦其間に多少の眞理の存するあるを知らざるべからざるなり從來當局者は法規の命する所に從ひ嚴格公平能く其職責を完うするに汲々たるは事新しく茲に言明す

るを要せずと雖ども、動もすれば其下僚の吏員たるもの獄改の方針を誤りし輕舉に失し罪囚に對し苛遇の措置に出づるもの未だ是れなきを保せざるは其筋の風に遠慮する所なり、然るに近日新聞紙上に於て囚人處遇に關する問題を是非するものありしより監獄社會に少からざる恐慌を來たし世人の口批に上ぼるに至りし一事は予輩之を悲み深く之を憂ふるものなりと雖も世人の此警告(中傷的にせよ)は予輩が將來の規箴として之を歓迎するの價値あるを信するものなり予輩の聞く所に依れば政府も亦右等遇囚上に就ては一層深く警戒せらるゝ所ありてにや此頃一片の訓戒的訓令を各地方長官に發せられたりと此說果して信なりとせば當に蛇足を添へたるの感なきにあらずと雖も時節柄當局者をして一層の注意を喚起せしめ下、僚屬の吏員をして遇囚諸般の事に付益々鑑戒自省せしむるに足るべきものありと信ず、予輩は終りに一言す、監獄の當局者たる諸士よ罪囚を遇するには須らく其心意をして冷ならしめ、熱なるべからざるなりと、冷熱常ならざる所動もすれば情、之れに乗ず而して情と熱とは即ち監獄當局者の最も警しむべき事なりとす識者幸に之を諒せよ

●監獄費國庫支辨と増稅案

政府は今期は臨時帝國議會に向て國家財政上の必要より各種の増稅法律案を提出せられ、之れが理由として説明せらるゝ所に依れば既定計畫の事業費の不足に充つると同時に兼て政府の希望たる地方監獄の費用を國庫支辨の舊に復せしめんとすと、是れ恂に道理に適したる法案にして歲計上實に止むを得ざるに出づ、而して政府の豫定法案にして議會を通過したる曉きには其增收實に三千五百餘萬圓に達すと果して然りとせば從來地方稅の支辨に屬せし府縣監獄費の全部を國庫の負擔に移すこと易々たるのみならず監獄費の負擔に苦しみつゝありし府縣經濟上に頗る餘裕且つ利便を與ふること亦素より論を待たざる所なり今試みに其筋の調査に係る府縣費負擔の監獄費總額なりと云ふに經費臨時費を合て金四百五十九萬三千九百餘圓にして内金百三萬八千五百餘圓は監獄雜收入の總額なりと云へば差引金三百五十五萬五千四百餘圓は正しく監獄費國庫支辨の結果として國庫負擔に屬せしむることとなる、果して然りとせば予輩此金額を以て決して少額なりとするものにあらずと雖も政府が豫定の增收に比すれば僅かに其一割

に過ぎずして他方に於て一般人民に監獄費の負擔を減輕せしむべきこと非常に大なるものあるなり今試みに之が計數を以て證明せん前に前顯監獄費の總額を押へ之を負擔支辨せる府縣の人口全体に配算すれば明治二十九年末の三府四十二縣(北海道沖繩縣臺灣を除く)の人口四千七百七十五萬八千八百八十四人なるを以て男女老幼を問はず人口一人に付金十一錢宛の割合を以て監獄費を負擔支辨せることとなる而して一戸には人口五人三分四厘の割合となれるを以て走夫馬丁力役者と云ふが如き如何なる下等の生活を爲すものと雖も苟も一戸を構ふる者は一ヶ年一戸に付金五十八錢七厘宛は是非之を出金せるものと見做さるべからず何となれば地方稅なるものは國稅以外の營業稅雜種稅其他附加稅等として貴賤の差別なく平等に負擔せざるべからざればなり、物價騰貴の今日豈に細民の負擔重からずとせんや、然れども今日之を政府提出の増稅案の結果として國庫に移すとせんか其負擔を増すものは獨り中等以上の富民なるを以て重き負擔と云ふべからざるのみならず、一面細民の賦課を移して資産あるものに嫁せしむることとなり相互の利便尠少なりとせず、加之ならず府縣監

獄費を國庫に移すより生ずる政府が監獄管理上の利益夫れ果して幾何ぞや、監獄管理上の利便に就ては予輩政府の方針の存する所を聞かざるにあらざると雖も并は別問題なるを以て之を他日に譲るも、折に角増稅案の運命如何は直ちに監獄改良上に、至大の關係を有するものなるは茲に之を斷言して敢て憚らざるなり、然るに監獄費國庫支辨唯一の財源たる増稅法律案は遂に本月十日衆議院に於て否決の非運に陥り余輩昔日の希望は一再のみならず覺人者流の爲めに犠牲に供せられたるは惜みても尙餘りありとす、故を以て衆議院は同日遂に解散せらるゝに至りしは國家の不幸之より大なるはなし

●明治三十一年度追加豫算

本期臨時議會に附議せられたる追加豫算は僅々たる削減を以て議會を通過したり是れ偏へに議會か政費の増加は政務の膨脹に基因したる止むを得ざる結果たるを認めたるものにして國家の慶事此上もなし、宜なる哉内務省所管監獄局の經費増加豫算は原案の通り可決せられたるを以て裁可の上は局僚を増員せらるゝに至るべしと云ふ尤も監獄局僚は定員十人なるを以て今後數人の屬官を採用せらるゝことなるべしと云ふ何れにせよ局務の擴張、斯道の爲め祝

賀すべきなり

●警察官監獄官練習所設置費

用并に外人傭入追加豫算

明治三十一年度追加豫算として本月一日警察官監獄官練習所開設に要する費用金四万九千五百六十二圓十錢を臨時議會に請求せられたり而して内警察監獄の教師及警察監獄事務顧問として外國人三人（内警察二人、監獄一人）を傭聘する筈にて俸給各六百圓外に宅料五十圓渡航旅費六百五十圓宛の豫算なりと云ふ尤も愈々練習所開設の曉には獄務顧問として彼の有名なる監獄學者クロー子氏を傭聘せんとするの意向なりしと云ふ議會の解散は遂に本案を抹殺しぬ

●監獄參觀に就て

監獄參觀に關する許否權は嘗て當局者に全權を委ねられあるを以て相當の監督取締上に注意を怠らざるは勿論にして既に其筋よりも之に關する内訓等も之れある筈なるを以て夢にだも之れが爲めに不都合を惹き起す如きこと之れなかるべしと雖も此際一層の注意事項なりと云ふは即ち他にあらざ監獄參觀の結果、種々の迷想誤解を抱き之を世上に流傳し世人をして監獄に關する惡感情を起さしむるの弊あること

是れなり、彼改正條約實施の期、漸く近づくに従ひ諸外國人の我監獄制度及遇因諸般の事項を調査研究しつゝある今の時に當て其真相を深く研究せず一見直に誤謬を世間に紹介するものあるに至ては其關係する所決して尠なきにあらざるを以て監獄參觀を請ふ人士の中或は一時の好奇心に驅られ參觀を請ふもの未だ之れなきを保せざるが如し、或中在留外國人の參觀を請ふものに對しては其之を許可するに當て充分なる注意を要し我獄制方針の存する所を能く解得せしむるに勉めらるゝこと刻下の急務たるが如し、殊に彼一時の奇を好むものゝ如きに至ては只其皮相を瞥見し種々の想像説を筆に上ぼし以て一時の快となすものあるに至ては獄務改良上の不幸此上もなかるべし監獄當局者たるの士宜しく注意せられたることにこそ

●閏年に關する勅令に就て

(明治三十三年は平年なり)

來る明治三十三年は毎四年目の閏年に相當する年なるを以て或は閏年とし或は閏年にあらざるべしとの疑問ありしも本年五月十日勅令第九十號に依れば明治三十三年は閏年にあらずして平年なることを確む

るを得るに至れり、即ち年の平間は監獄當局者に取りて刑期計算方并豫算編成等に付大なる關係あるを以て最も注目せらるべき事なりとす即ち左に勅令全文を掲げ假例を掲出することとせり

神武天皇即位紀元年數の四を以て整除し得べき年を閏年とす但紀元年數より六百六十を減して百を以て整除し得べきものゝ中更に四を以て其商を整除し得ざる年は平年とす

明治三十三年即神武天皇紀元二千五百六十年
 四年……2560 + 4 = 640……整除し得
 但昔平年 (2560 - 640) + 100 = 19
 但昔平年 (19 + 4 = 4)……整除し得ず

●初犯囚と再犯以上の比較

(再犯者五割六分餘に相當せり)

從來監獄の不完全を唱ふるもの皆曰く我國の在監囚徒は再犯以上の者常に十中七八を占む是れ畢竟監獄の罪なりと尤も獄制及び監獄構造の不完全なる等或は此多くの再犯者を醸生するの一部の理由たるべしと雖も再犯防遏の方策は獨り監獄のみの力を以て之を豫防するは到底期し得べきこととあらざるのみならず社會は宜しく其責任を負はざるべからざること

又勿論なりとす、換言すれば教育の不備、放免囚保護の方法相立たざる等は此多數の再犯者を出すの原因たらざるはなし其他刑法の監視制度の悪しきは少くとも之れが遠因の一に數へざるを得ざるが如し、加之ならず論者亦一地方一府縣の監獄統計のみを見て全國を概評せんとするは亦其人の罪たるを免かれざるが如し、此程其筋に於て調査せられたる初犯と再犯以上四どの割合を聞くに從來世人が口頭に上ぼりしよりは比較的少數なりと而して其割合なりと云ふを聞くに明治三十一年三月末日現在囚徒の割合は左の如くなりと云ふ

明治三十一年三月三十一日全國在監囚員再犯調査

| | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------------|
| 男女性別 | 初犯人員 | 再犯人員 | 合 計 | 百人ニ對スル再犯以上ノ人員 |
| 男 | 二、三〇、四五 | 三、一八、六〇 | 五、四九、〇五 | 五、〇二 |
| 女 | 二、七五 | 一、四七 | 四、二二 | 三、三六 |
| 合 計 | 二、五七、〇〇 | 三、三六、二〇 | 五、九三、二〇 | 五、三六 |

に就き詳査したる結果、當人在籍地に照復調査したるものなるを以て前科の包藏等は萬之れなき筈なりと然りとせば之を歐洲文明國の比較に對照するも甚だしき徑庭なきを認め得べきなり、識者の參考の爲め一言附記せり

● 昨年來假出獄者の停止なしと云ふ

近頃刑法草案の公表せられたる以來不定期刑制度採否の問題は端なくも當局者の間に問題となり監獄茶話會の討論題となりたる位なるが、現行の假出獄制度は取りも直さず亞米利加に行はるゝと云ふ不定期刑の變則と見るも差支へなきが如く假出獄制度にして好成绩を見る以上は可成之を擴充することを寧ろ此制度の精神なるべきか、聞く昨年來全國を通して百五六十名の假出獄を許されたる者あるも一人の停止處分を受けたる者の報告なしとの事にして果して然りとせば監獄當局者の薰拔慧眼なる真に感服するに足るものあり至極假出獄制度の精神に適ひたるものと認むべきなり當局者其れ之を旃めよ

● 巡查看守慰勞金に就て

明治十五年十二月太政官達第六十六號を以て巡查看

守給助例實施の府縣に於て人員減少等に依り免職する者あるとき奉職滿五年に滿たざる者（滿二年以上に限り）に一時慰勞金支給の件相定められたるに地方に依り往々本達の解釋を異にするより給否區々なるが如し、尤も人員減少等に依り云々とあるを以て茲に至るものなるべしと雖も右は可成廣義の解釋を取り調査より警部に、看守より監獄書記、看守長に採用せられたる者又は他に轉任したる者と雖も廣く本令に依り支給すべきものなりとの其筋の解釋にして照會又は伺出の府縣には右の意味を以て回示せられたるありと云ふ、尤も本令は人員減少等に依り免職云々とあるを以て昇任轉任の者は包含せざる様解釋せらるゝ雖も其昇任したる者は任用と同時に巡查看守の職を免したる者とし他に轉任したる者は甲地の職を免じ乙方の巡查看守に新任したるものと見ば散て差支なかるべしとの旨趣なるべきか何となれば巡查看守給助例は勤績とあり官吏恩給法は判任以上の在職年數を以て恩給年限に算入すべき性質より考ふるも前項其筋の解釋は寧ろ第六十六號達の精神なるべしと信せらる、既に他處の照會に依り轉任せしめたるものに就ては明治二十二年四月十九日付を以

て慰勞金を支給すべきものなりとの其筋の指令之れある筈なり

附言本達の解釋にして右の如く一定せる上は諭旨免職の者（事實の如何を問はず）及懲罰免除の者にと雖も此際支給すべきが當然なるべしと云ふ

● 囚人及刑事被告人押送細則に就て

明治三十年内務省令第三十七號を以て囚人及刑事被告人押送細則を發布せられたるに付各地方に於て甲乙官署に種々の疑問ありたるは事實にして殊に最後に送付を受くべき官署が裁判所なるときは裁判所と警察署の間に往々衝突を見ることなるか、今般其筋に於ては司法省と協議の上左の廉々を一定せられたりと云ふ

一、囚人及刑事被告人押送細則第一條中其他の書類とあるは裁判證據となるべき書類は勿論證據物件をも包含するものなりとす

二、同上様式送致金品目録并押送帳簿には前項證據書類を除くの外本人所持の金品のみを記載すべきものとす

三、押送規則に依り最終警察署に到達したる本人

所持の金品は裁判所を經由せず監獄署に送付するものとす

●小河監獄事務官の歸京

嚮きに長崎縣外三地方へ出張せられたる小河監獄事務官并隨行員印南内務屬は短期の巡閱を終へ本月十二日無事歸京せられたり、齎らす所の調査材料は予輩他日を待て讀者に報道するの期あるべしと信す

●赤司法學士の出張

監獄局假法學士赤司内務屬は函館に於る外國人拘禁制度の實況調査等の爲め去月廿七日北海道廳并同集治監へ出張せられたり……聞く氏が出張地方は北海道廳龜田監獄支署同廳監獄署并北海道集治監同空知分監等なりしと云ふ

●警視廳典獄の交迭

警視廳第四部長典獄矢部太一郎氏は曩きに兵庫縣より榮進して就任せられたる以來未だ幾何ならざるに微恙の襲ふ所となり暖地に静養せられんとて五月十九日依願本官を免られ其後任として芝警察署長たりし警視演田彦一郎氏警視廳典獄第四部長二級俸（年俸千二百圓）に拜命せられたり、而して之れと同時に

しきに至るべし故に其見苦しからざるものを用ひんとせば之れが費用を増嵩し自費にては其負擔に苦しむならん故に儀式の時にのみ之を用ひしむるは格別なれども常に「カフス」を用ひしめんとするは實際行はれ難きテール上の論にはあらずる歟
非乎

押丁の喫烟 敢て怪しむるに足らず然りと雖も囚人を押送する途中而も共同便所に於て放尿する際其繩取りながら喫烟するに至ては言語同断なるべし余は或時某所を通行の際之を認めたり其傍には一人の看守ありしが平氣なるものゝ如し或は臭氣を防ぐ爲めの喫烟として之を默許したるものなるか兎に角箇様なるとは言ふに忍びずと雖も單り我輩のみならず既に公衆の眼に觸れたるにより却て世の物笑ひとなるやも知るべからずされば署長の監獄不行届ともなり且監獄の体面に關するを以て將來此の如き不都合なき様嚴重に取締あらんとを望む

在監人の食料に供する米麥は既に搗上げたる品を購入するにも猶ほ概算拂に相立て毎月精算する所なしとせず然れども國庫費に在ては旅費其他概算拂

に警視荒木賢愛氏巢鴨監獄署典獄（二級七百圓）に就任、綾部氏は市ヶ谷監獄署典獄に轉任せられたり元市ヶ谷監獄署前田典獄は同時警視に任せられ牛込警察署長を拜命せらる

●獄事寸言（悪され口）

門 外 漢

看守給與品及貸與品は既に勅命を以て定められ服装上飲くる所なきものゝ如し然るに實際家の中に於て「カフス」のなきは缺點なるを以て制服を着用するときは必ず「カフス」を用ゆべしと看守に向て命令せらるゝありと云ふ若し事實なりとせば体裁の上には於ては可なるべしと雖も余は其實際に適するや否に就て大に疑なき能はず何となれば「カフス」の如きは通常事務を取扱ふ官吏に於てすら厄介視する裝飾品たるにも拘はらず晝夜劇務に従事する看守に之を用ゆべしと云ふに至ては果して如何のものにや看守の勤務は在監人の通身及被服の検査監房の開閉其他自ら手を下して爲さざるを得ざる事務多々之あるを以て實務を執るに方りては「カフス」は却て邪魔物なるべし加之看守の如き勤務にては二三日にして「カフス」忽ち相汚れ甚だ見苦

を許したるものあらざれば自由に概算拂となす能はず故に集治監の如きは初より精算拂にて買入ざるべからず實際今日に在ては府縣の監獄と雖も十中の八九は精算拂の取扱なるべし偶々概算拂を爲す所あるも敢て不都合なるにあらず却て綿密なるものゝ如しと雖も余は手数を煩はすのみにて敢て實益なしと思ふ故に監獄の如き事務の頻繁なる所に在ては此の如き手数は可成相省き他の有用なるものに全力を盡しては如何

看守が囚人を毆打せし件に付ては近頃諸新聞に於て之を非難しナカク八釜敷問題となり遂に意外の處にまで責任を歸するに至りたる由其れに續て法科大學生の名を以て監獄實況と題する論文を東京日々新聞に掲げたるものあり其文中甚だ穩かならざる點あるを以て事實疑はしきものならんと思ひしが果して法科大學龜山生の名を偽りて投書したるものなりと云ふ其論する所信を置くに足らざるや知るべきなり然りと雖も火のなき所烟の上がる道理なきを以て監獄社會に在ては大に留意せざるべからざるとなりとす警察の如きは往々被告人を毆打せし例あるも未だ曾て監獄の如く世論を惹

起したるとなし蓋し監獄は行刑場なるを以てならんか兎に角世間には向ふ見ずの論者あり之れが爲め阻害を來すの虞なしとせず此際若し監獄の發達進歩に頓挫を來すに於ては甚だ遺憾なり嗚呼斯道の爲め慎むべきべけんや

寄 書

●監獄刷新の一斑

在三池 都 茂 隆

蓋し監獄改良の件世に稱せられてより若々改良進歩の實を擧ぐるに至る、未だ彼の監獄費國庫支辨の實行を見るの暇に至らざるも、今日の趨勢により考ふるときは早晚帝國議會に於て可決する敢て疑ふに足らざるなり、抑も監獄改良の要素たるや經費の充足と當局官吏の節儉如何に關係するは喋々を要せざるも、是れを分拆すれば紀律の嚴正、賞罰の公正、衛生の周到、作業の發達、其他事務の敏活等一々枚擧するに遑あらずと雖も、要するに是れが局に當る官吏則ち上典獄より下看守屋授業手に至る迄各其人物を撰擇せざるべからず、苟も適當の人物を撰げん乎、各自満足の俸給を給し而して安心立命の地位を與へ職務を盡すに餘念なからしめざる可からず、然るに近年刑物價の騰貴は實に甚だしく薄給者は常に生計の困難を訴へ時に或は空腹を抱きて三度の炊煙を揚ぐる能はざるの處境に彷徨

る職員を全廢するの勝れるに若かず、聞く所に依れば昨年全國典獄會に於て現今の監獄吏員組織を一變し戒護掛事務掛の二部に分ち一名稱の吏員をして事務を執らしむるの議を可決し其筋に上申せられたりと、此議果して聞く所に相違なく自然予が願全廢論と符合するものにして一日も遅く其實行を見んことを欲して己まざるなり、今や典獄以下の改正服制實施せられたるあり熾然として威容を添ゆる亦た大なりとす、而して同一廳内に於て一方には背廣服を着くるの書記あり羽織袴の職員あり個々別々一種異様の觀ありて其不体裁實に云ふ可からざるものあらん、斯く論じ來らば人或は云はん獄務改良とは外觀を裝ふの謂ひにあらずと、夫れ然り余輩と雖も徒らに服裝の美は是れ希ふ者にあらず、唯將來服制ある典獄の下に於て監獄官吏の外観上益々奇異の風あらんことを示擧したるに過ぎざるのみ、然れども外形の整否は引いて大に紀律の點に關係を及ぼすものなり、夫れ監獄は紀律の府なり外觀揚がらざれば以て威容を保持する能はず、威嚴なきは寧ろ紀律なきなり、於是乎典獄以下服制の必要ある所以なり、余輩既に服制と紀律の關係に於ては略ぼ論じ盡したるを以て更に書記看守長看守屋と云へる名稱を廢し他の好富の官名を附し此際監獄吏員の刷新を施すの得策にして大に便益ある所以を論ぜん、試に地方監獄の狀況に就て看よ書記にして看守長を、看守長にして書記を兼れたる者の頗る多きを數る、是れ即ち實際の必要に迫られ便宜上茲に出でたるものならん、然らば即ち書記と看守長と同一の官名を附し看守屋を合同し其下に附屬せしめ能く其枝能き手腕を考慮し各自の擔任を命じなば別に笨官を命するの煩累なく事務敏活にして同一服制の下紀律整然大に觀る可きものあらん、加之予監獄署内に於て下給職員の困難を救ひ得て始めて少壯有

するものなきにあらず、此場合に遭遇せんか如何に職務に熱心なる者と雖も餘議なく他に生活の道を求めざるを得ず、或は實業に或は會社員に轉せんことを企望し下給官吏を以て自から甘んじ心を安んじて職務に盡瘁する者は殆んど稀なり、今や巡查看守の俸給は改正せられ各府縣とも漸く巡查看守をして彼の悲境中より救ひ出さるの運命に至れり、余輩は實に欣躍に堪へざるなり夫れ然り然れども翻て監獄署員の渾てに就き能く注視するに尙ほ遭遇に呻吟しつゝあるを見る、是れ何人ぞや曰く職員は是れなり、今監獄署に於ける職員に従事せる事務を見るに往々監獄書記の執るべき職務に勞働たるものありて其難易看守の職務と遙る徑庭あるを見ざるのみならず時に或は尋常一般看守の執る能はざる緻密なる職務に従事しつゝある者あり、而して其待遇如何を顧れば看守は官給の衣服あり官舎の居住あり其他或る場合に於ては宿料を給せらるゝ等ありて衣食住の便宜を與へらるゝこと實に渺ならず、況んや五年以上勤続し罷免の時は一時退職賜金あり又十年以上は年金を給與せらるゝの恩典あるに於てなや、之れに反し職員は幾年勤続したればさて如何なる恩典に浴するありや罷免の際には只自費にて購求したる使用殘りの文具あるのみ、實に可憐なる境遇にあらずや此憐むべき職員は少數なる故に敢て注目するに足らずとせば余輩復た何を云はん、然れども既に前陳せし如く其従事する所の職務は決して輕く視する者にあらず、事務の敏活は一に職員の手腕に在るを如何せん、併しなから職員も亦た一の待遇法なきにあらず同一官廳に五年以上勤続し現に其職に在る者は判任官に任ぜらるゝを得且つ月俸十五圓迄は昇進するの道あり、然れども豫算定額のあるありて慢りに昇進するを得ず殆んど其名ありて其實なきの類なき能はず、故に今日の監獄に在りては寧

爲の人をして安んじて職に就かしむるの便ありて一事兩得の策ならん、以上論じ來れば余は益々此刷新の速かならんことを希望して止まざるなり希くは全國典獄の輿論をして空しからざらしめんことを記して以て世の識者に賞す幸に垂教す所あれ

●吾人か決心 天 祐 生

試に見よ我同胞にして彼の惡む可き罪惡の魔王に驅られ獄窓の裡に呻吟し激勵叱咤の下に服役しつゝあるもの全國八萬餘人即ち帝國人民の五百分の一に位す、而して之れが拘禁費年々四百萬圓に達せんことを、今之を軍費に充つれば以て天晴なる戰艦二隻つゝを浮べし、嗚呼此の機む可き同胞嗚呼此の惜む可き冗費、抑も又此の同胞を誘致して純真の民とし此冗費を轉して有用の資となす之れが職責あるものは誰ぞ

岡田法學士近頃東京神田美土代町青年會館に於て演説して曰く犯罪人に適應する刑の目的即ち方法は第一除く、第二抑ゆる、第三治するの三者に出でず、除くとは挽回之を利するも遂に改良す可らざる頑執狗冥の犯人を社會より除くの意にして死刑の執行はなり、抑ゆるとは社會を害する犯人を監獄に拘禁し自由を得せしめず終生監獄に監禁するもの、治するとは惡事を悔悟せしめ善真に復歸せしむるの意にして監獄最終の目的は除くにあらず抑ゆるにあらず即ち此の第三の犯罪の分子を根治せしむるにありと尙他の論者は即ち曰く何れ如何なる犯罪と雖も決して改良す可らざるものなしと、嗚呼此犯罪分子を根治するは實に之れ監獄改良の一大針路吾人は明々條理と感懐とに依り此の針路を確認するものなり

然らば即ち如何にして之を遂行し得る乎、曰く他に秘術なし常に其心術を確實にし其行を純篤ならしむ可きこと即ち是なり、凡そ一身

の向背を指示するもの心靈の活動に外ならず、犯罪又此の心靈の活動に起因するものなれば之を根柢するに於て心靈上の變化を促さざる可らず而して實は獨り實に依て支配せらる可きものなれば心靈的の變化を企圖するには心靈的手段に依るの捷徑なるを知る、古より聖君賢相は皆人心の收攬を勉む、而して之れを收攬するの法は唯能く自己の血性を凝て直に人の胸臆に突入するにあり、以て之を泣かしむべく以て之を怒らしむべし、此間の消息は採て以て遇囚上に應用することを得べし誠實は以て彼を感發せしむ可く純篤は以て彼を悟道せしむべし之れ即ち兵者の所謂道にして物質的制式法度の如きは唯だ此の道を行ふの用たるに過ぎず

然らば誰か之の局に當る可きものぞ嗚呼之れ實に至難の問題なり、人誰か名利を欲せざらん又誰か之を爲すの道に於て易を捨て難に就く者あらんや、司獄の事は實に此の二個の難相を具備す其收刑の點に於ては銀行又は商事會社員等に對し到底比較の出來可きものにあらず又其の名譽と勞動の二點に於ては他の行政官吏及學校教員等の如く勞動短く譽多き職柄とは是又比較す可らず、即ち司獄の基礎たる看守を見れば鴉鳴已に寢床を出て黃昏漸く飯路に就く或は嚴冬夜響に服して三伏の大暑尙炎天に立番す而して所得果して幾何ぞ監門を入れ懲漢無頼の徒我を待つあり、彼等が奸策に頭腦を痛め彼等が暴戾に九圍を虜らん監門を出づれば社會の人衆我を冷視す、彼等は我の勞動多きが爲に反て我を輕蔑す奸黠汚穢の徒に變するが爲に牢番なり鬼なりと呼て我を蔑斥す、假令或人は之を國家的名譽の事業重大なる公務の一として稱賛措かずするも豈に一片氣概ある人土にして徒に斯る空名に安するものあらんや、在職者は憤慨一番大に他に爲すあらんと欲し求職者は團圓逋逃容易に羣集に應ぜざる所

以實に茲にあるや、然らば即ち止みなんか否なく、決して然る可らず實に、此の司獄の事たる刑罰の神聖を保持し教育及び行政諸法の救を脱し惡より惡に進み奈落の底に墮落し行く人の爲に無明長夜の燈炬となり生死大海の船筏たるもの世間何物か之に越はたる榮譽あらんや、利祿何物ぞ人爵何物ぞ櫻花一朝の榮たるに過ぎず、吾人は獨り安然として唯だ自己の天職を全せんのみ
皇天蒼々何たる現象を見ず、大塊蒼々何たる音聲を聞かず、然れども想へ深更四隣定て寒月高く靜に身軀乾坤の間に横へ彼等罪囚の身上を考一考せよ彼等も又人なり親無くして生れず妻子なくして養はれず兄弟なくして顧みられざるものにあらず自業自得とて言へ強て此の愛情の情を割かれ、團圓の裡惡徒の群に投ずられ、惡より惡に墮落し行き、遂には未だ曾て見たることなき恐ろしき状態に沈淪し去るを、思て茲に至れば誰か此の状態を救済すべき心を起さざるものあらん、吾人は決して現任の人を措て他に其人あるを知らず、必ずや進て其實に當らんと欲するの念は勃々として諸君の胸中に發作し來る可きは直に想像し得らる可き事實にあらずや、吾人は茲に始めて天の默示に聽き以て吾人が天職を悟ることを得ん西哲曰く爾に最も近き職分を盡せ、去らば第二の職分は自ら爾に近づかんよ、眞に境遇は能く天職を指示す憐れなる人衆を救ひ惜む可き同胞の血税を成じ人類必受の福利に達せんことを吾人平日の決心なりとす、敢て我同僚諸君に望むこと爾り

● 刑の意義本質を論じて囚人處遇の方法に及ぶてふ印南君の論説を見て感あり

三月發刊監獄協會雜誌第一一八號論說欄の意義本質を論じて囚人

慷慨生

處遇の方法に及ぶの卓説を閱讀して裨益を得る少々ならず然れども論旨或は學理として賛同すべきも之を實地に應用する點に付ては現行刑法の主義に悖反するなきやの疑義を生ずるを以て今茲に卑見を吐露し識者の高教を乞はんことを

抑も該論旨は利は苦痛にあらず犯人の改心を促す目的に達する方法手段に外ならず故に刑の執行は長期刑には寛短期刑には酷にすこの論局にあり是れ大に余輩の服する能はざる疑點なり論者或は刑罰の苦痛なるものは直接に犯人の身体に痛苦を及ぼすべき所謂古昔殘酷なる身体刑なるものと同一視せられたるものにはあらざる乎又刑の目的の一部をのみ論じ利の本質を誤解せられたるには非ざるが論者の説たる「刑罰の原理」としては、犯人を改心せしむべき特質を有するを以て原則とし「の語は大に然り然れども并は刑罰の目的を論ずるの要素にして利の大義にはあらざるべし

夫れ刑罰の目的は快樂を與ふるにあらざるは論者と雖ども異論なきべし果して然らば刑罰は其性質苦痛なりと云ふの外あらざるべし抑も吾人は左せんぞ欲し右せんぞ欲する各意志の自由に任せ活動するの權利を有す然るに自由刑は犯人の身体を拘束し其自由を剝奪するにあれば論者は尙ほ之を苦痛にあらざるを元來刑罰は曾て犯人が社會に與へし苦痛に對し社會が其秩序安寧を維持する爲め必要上犯人の名譽財産自由に及ぼすべき苦痛なりとは刑の定義なり蓋し社會は權利を侵害せらるることなしの原則に基き若し之を害するものあらば國家は裁判の正式に依り刑罰たる苦痛を感ぜしめ犯人に改心を促し再び犯罪の徒たらしめず且將來に罪を犯さんとする輩を戒しむるを目的とす是れ國家に刑罰權の設けある所以なり故に此苦痛たる社會が被りたる苦痛より多量ならざるは勿論刑は平等均一

にして其分量配刑宜しきを得ざるべからざるは刑法の一大原則なり而して其刑が犯人の腦裡に感ずる輕重如何は最も察せざるべからずと雖ども并は監獄の遇囚法に於て刑罰の長短によつて彼に寬是に酷にするが如きの罪にあらざる例へば爰に二人の同罪を犯すものあらんに之に等しき刑の苦痛を感せしむと云ふの意に外ならず之即ち各國刑法に幾年幾月の懲役若くは禁錮に處し又若干の罰金を科す規定するは此原則に基くものなるべし故に刑の執行官たるものは其刑罰の長短犯人の身分貧富に依り遇囚法を異にするが如きことなく平等均一を專とし嚴正に之を執行せざるべからず然れども犯者の男女身体強弱老幼の如何により役業及懲罰の點に於て大に斟酌を要せざるべからざるは獄則の規定する所又偶發犯者と習慣犯者との起居の嚴制するが如きは執行官の努めて欠くべからざるの主眼なり然り而して總令刑の目的を達するが爲め的手段自新の念を發せしむるの方法なればさて長期刑のものは寛に短期刑のものは酷にするべしと云ふが如き遇囚法は大に刑の本義に反するを如何せん(立法の旨趣一變し所謂時代に達しなば司獄官の機能に於て個人的遇囚の方)司獄官業より便として論者の説の如き或は勢力ある効果を見ん乎)刑罰の實地に應用せんとするが如きことあらば懲らざるべき一なき云ふべし蓋し懲らざるに至り却つて囚徒の反動を招き改悔の妨げとなる恐れなしとせず豈に寛まざるべけんや尙ほ詳言すれば刑法の旨趣たる罪の輕重大より小に刑の長短を定めらるるを以て行刑官たるものは確定の判決を受けたる犯者に對し刑罰の長短に拘はらず彼は平等に嚴正に之を過し若し獄則に違ひ犯行の舉動あらば平等の行刑性質より其個人的關係を省察し犯人をして益々自新せしめ再犯の徒に陥るこ

さながらしむるにあり
要するに刑は犯人を罰して將來に罪を犯さんとする輩を戒る懲罰なりとす余業より淺學殊に斯道に經驗薄く見解に誤なきを保せず乞ふ讀者諸君明教を吝む勿れ

●女監の体面及女監取締の面目を維持せよ
名古屋 極 榮 子

女監問題に漸く世人の注目を惹起するに到れり、余輩又道般問題につき大に抱負を有するもの否女性をして全然女囚を管理せしむるは、實に女囚徳性の發揚を助け其道念の進歩をなましむる誘導職たるを信じて疑はざるが故聊か其所見を述べざるべからざるに際せり、讀者諸君之れを諒せよ

今を去る十餘年前に於ては男女監の別さへ定らず、全然男看守押丁をして其拘禁管理の任に當らしめ絶對的は是を怪訝するものなかりしと雖、治獄改善の風漸く激烈なるに従ひ断然従前の制度不可なるん感じ、始めて男監女監の別を立て續て女監取締なるものみ設け以て直接其管理をなましむるに至りしと雖容囚の餘弊未だ全く除去せらるゝに至らず、猶ほ女囚の押送に男看守若しくは押丁を附し特に甚しきは看守長をして裸体捜査に立會せしめ或は其入俗を觀察せしめ或は書記履看守等をして其身上の調査をなましむるは殆んど如今全國監獄の状態なりと聞く、嗚呼驚きに男監女監の懸隔を懸視し女監取締を設置せし所以の既に水泡に歸せしが、何ぞ夫れ始めは脱兎の如くにして終には處女の如くなる或は女監取締が權力の及ばざる所あるべしと雖、抑も又女看守が柔弱其職を盡さるゝに其因なしとも云ふべからざるが如し吁々全國女監取締何ぞ夫れ無能無力の甚しき一に何ぞ茲に至る請ふ女監取締及斯道有徳の士反省すべき

時運の來りしを想起せよ
吾人は言ふに忍びずと雖、彼等の捜査につき之を云はんが裸体は常人の認めて醜体となす所見るもの誰れが撃せざらん見るもの既に聲し見るもの、心情果して如何、特に異性間に於て其醜体を露す誰れ其理性性操に於て之を嫌はざらんや、購するものは云ふ犯罪をなせし没徳因如何ぞ自己の醜体を男性に曝露するを恥ぢざる情操あらん、己にて情操なし男性欲更にして是れが拘禁其他の事項に干與せしむる何の不可は是れあらんぞ、吁々是れ何等の没徳漢ぞ致て犯罪と人間の普通の先天性を違同し女囚を誣ゆるの酷しき、知らずや犯人は個人的思想と社會的思想の相異より起る現象にして没徳事件に相違なきも是れあるが爲め人間普通の徳想没理し去りしものと断する能はざるを、股令或少数の女囚に此般裸体事件に介意せずとす其徳性の醇美を發揮せしむるを勉めざるべからざる監獄は男囚少数没徳者の爲め多数女囚の徳節情操を打破するの謂れあらん、請ふ彼れ等の少なからざる數者或る憐むべき情の爲め爲善を裝んとして却て擊獄の惡人となりしものあるを者せられよ、又請ふ彼等の多くは懲罰の教誨の爲めには猶ほ熱涙を絞り其親族の接見には容れに其情心を揺動せしむる感情的動物なるを反省せられよ、如斯廉潔心を有し至情を具備するもの亦何ぞ是れが心中に於て男性獄吏の其拘禁管理等に干與するを快とせん、亦何ぞ男性獄吏に其身上を調査され若しくは其局部捜査に立會見物とせん、か樂さん
吾人は嚴正なる司獄官吏諸君が女囚身体捜査其他の事項を管理するが爲め醜汚的陋事萬之れなかるべきを信じて疑はずと雖、若し夫れ男看守押丁をして之れに干與せしめて諸般の弊費なきを保せずと

せずば男看守長其甚の吏員に於て總べての俗感を抑制し相互間に起生する弊費を排制し得るの勢力あざるは理論及實際上共に肯定し得る所なりと思考せざるを得ず、
窮蹙するに男性をして女監管理に干與せしむるが如き固に女囚の普通の情操を打破し徳性の發揚を障害し其他云ふべからざる弊を招致するなきを期する能はざれば吾人は速かに是れを廢止し一には女囚理性的徳操を維持せしめ一は諸般の弊因を豫防し以て女監の体面女監取締の面目を維持するに努められんこと切望に堪へざる所なり

●隨感隨筆

徽州 井上榮次

●重症患者の取扱法

罪を惡むて人を惡ますの西人の格言は吾人重症患者の上に大に論ずるの價値あるを認む、夫れ監獄比較的多くの患者及び死亡者を出すは診察投薬の適否是れが原因たるに相違なしと雖も吾人は尙ほ他に營養の不具と運動の十分ならざるを以て大々の原因なりと信ずる吾人曾て某縣に於ける患者の喫飯及び運動に關する實際の取扱なりと云ふものを知りて運動は毎日一回十三分以内監外に於て嚴然たる紀律の下に而かも儀式的に僅かに歩行せしむるに止まり、喫飯の如きも亦た給與せし時直ちに食了せしむるを以て常とし倘し患者の病勢により其の當時一粒だに食する能はざるも雖も他囚の食器を片付くると共に取上げ復た給與せず、是れ豈に重症患者を待つとの道ならんや、如何に監獄は紀律の府なりと謂ふと雖も开は惟れ健全なる者の上に論ずべきにして重症患者の如き固より常を以て律すべきにあらざるなり、凡て患者療養の方法は一面相當の營養物を給與すると共に一面亦た適度の運動をなましめて精神の習慣を暢發せ

しめざるべからず、然りと雖も經費其他の都合に依り吾人の所論を容るゝ能はざる事情ありと言はゞ吾人豈に難きを責めんや、而して吾人に策あり獻して以て研究の資に供せん
一 毎日二回(毎回一時間以内)監外に於て適宜の運動を爲さしむる
一 教誨師をして屢々訪問せしめ法話其他の事を以て患者の心靈を慰むる
一 領置金の三分二以下を以て適當の營養品購入を許す
一 飲食物を喫食する時刻は隨意ならしむる
一 親族故舊より適當の營養品差入を許す
但し贅澤に渉る物は凡て嚴禁の
●受罰後の者に對する取扱ひ法
抑も懲罰の目的は被懲罰者をして一面法の最も懼るべきと公力の毒を敵すべからざる所以を了せしむると同時に一面前非悔悟の念を發起せしめ以て將來に於て再び過らなからしめんとするにあるや論なきなり然るに人にして再三再四懲罰を受けるもの多々益々其數を加へつゝあるは何んぞ蓋し懲罰法の不完全なるは儘かに其の原因の一に居ると雖も受罰後取扱の適否如何は大々的關係あるを知らざるべからず、監獄則施行細則第百條に曰く「懲罰を受けたる者の居房は其罰期終るも仍懲罰を受けざるものと別異すべし但し改悛の情著しきときは合居せしむるを得」と、吾人は該條の取扱を以て最も其の當を得たるものと思考す、故に該條の精神を巧に活用せんが著しき善果を收むるを得べきを信じて疑はざるなり、然るに某縣に於ては毫も此邊に留意するなく懲罰を執行し了れば直に元の役に就かしむるが故に被懲罰者は聊か罰期中の苦を感するの外他に何等の得る所な

く面かも然然として左右に對し些の慚色あるなく恰かも「ナイア」
せしかの如き觀ありと、吾人は此の説處ならんを信すとも雖も偏し果
して真ならんか當に懲罰の効なきのみならず衛生上に大害を醸生す
るを免かれざるなり、吾人豈に國家と被懲罰者の上に考へ痛惜せざ
らんか欲するも豈に得げんや、某縣要路の士考慮一番あつて可な
り

●死亡者の追悼法會

天地の間に生を齎けて以來悲哀慘怛の出來事多々極まりなしと雖も
而かも未だ曾て生て繁獄の人となり死して不祀の鬼となる程極悲殘
絶なるはあらざるなり而して夫の一片素塔葉の下に累々として一點
の燈なく一縷の煙なく又た一枝の花あるなし徒らに愁氣に閉ざされつ
ゝあるものは問はずして在監中引取人なき死亡者の埋骨場たるを知
るに足るべし、孟子曰く人性善なりと夫れ然り試に思へ夫の嬰兒の
襁褓中に在るや天真爛漫恰かも佛体の如く又た神像の如し豈に一點
の塵の伏する餘地あらんや、然るに他日斯の如き效果なき境介に至
るあらんとは是れをしも極悲殘絶なるものと言はずして豈他あらん
や故に斯の如き儕輩に對し毎年一回定期大法會を執行するは唯に死
者の爲めなるのみならず、大に死餘の同情を融和し行刑上の一助と
なるや疑ひなきなり、故に各府縣共可憐なる儕輩の爲め毎年一回定
期大法會を執行せられんとを切に希望に堪へざるなり

●監獄構内の樹木

監獄構内に植付くる樹木は凡て花實なき（見るに足らざるもの、謂
ひ）常盤木を以て最も可なりと信す、何んとなれば非常盤木は枝葉
の凋落するに繁茂するに依つて無言の中に四時の推移を示し花實
は亦た大に四目を樂さしめ神靈上諸種の媒介を爲すものなればな
るなり

●監獄監督法は果して履行せられつゝあるか

横濱浪人

結果を得る蓋し疑ひみ容れざるなり故に言ふ警守課と作業は終始離
るべからざるなりと某縣監獄の執れりし眞意吾人實に了解する能は
ざるなり

監獄監督者の手腕伎倆如何は如何に監獄紀律に關係するの大なるも
のあるか

見よ古昔監獄事業の猶ほ幼稚なる時代に在ては治獄の事一に下級獄
吏の胸裡に存し其下級獄吏の專横より生ずる獄内の弊害たる酒々を
して底止するなきの形勢を呈しつゝありしにあらざるや、是れ獨り我
日本帝國の監獄而已に止まらず歐米の監獄亦同一の轍を蹈みつゝあ
りしは監獄歴史の上に抹殺すべからざるの事實なりとす然り然るに
一朝監獄改良論の天下に號呼せらるゝや第一着的監獄改良の手段と
して大に是等下級獄吏の專横を抑制し矯正せられたるの結果は忽ち
治獄の上に改良の成績を遺しつゝ今日に至れるもの豈に夫れ尊ぶべ
きの手腕と敬すべきの伎倆を以て監督法を履行せられたるの偉功に
あらずと言はずして何ぞや

夫れ監督法履行の監獄改良に至大の關係を有するや如斯思ふに今日
以後監獄改良の定度を進むるに隨ひ益々監督法を履行し下級獄吏の
行動を査察し荷くも治獄正理の外に逸出すしめざるの預防を怠らざ
るべきは監獄改良上必須の事項の一にあらざるや
要するに完全なる監督法を履行し監獄改良の實を擧げんと欲せば須
く監督者の手腕伎倆に藉らざるべからざるなり
嗚呼戒しめよ慎しめよ事小なりと雖も今日徒に監督者と被監督者

り、然るに聞く所によれば某縣に於ては常に在監人の往來する個處
に櫻梅の類を栽培しある由、吾人實に其の意の那邊に存するあるや
を解する能はざるなり、夫れ障壁を高くし警守を嚴にせる所以のも
の唯に有形的戒備に止るものならんには吾人復た喋々何を言は
ん、されど特に寂寥たる地を擇ひ割然社會と隔離し一小天地を爲す
所以のもの豈に當に斯の如き意に止まるあらんや、蓋し外役を廢し
發信に制限を設け而して接見も亦た容易に爲さしめざる所以を解せ
ば庶くは本論真意の在る所を窺ふを得んなり

●警守課と作業は終始離るべからざるなり

近頃聞く某縣監獄に於ては作業に關する凡ての事項を擧げて作業課
に移し全然警守課と分離し而して作業中に日課表取扱主任者を設け
（六七工場に一名）科程了否の検査を始め等級の進退其他作業日誌に
關係する凡ての事務を取扱はしめつゝありと、蓋し此の舉たるや戒
護事務をして最も公平に且つ敏活ならしめんか爲めならん、されど
吾人聊か遺憾なき能はざるなり何んとなれば數ヶ處に散在する工
場而かも數百人の囚人に對し僅々一人の主任者を以て時々刻々の出
來事を調理せしめんは甚だ難事ならんと思像すればなり、況んや戒
護の任にあるものは當然の職務として作業を督勵せざるべからざる
に全然兩與せざらんか何に據つて自己當然の職務を執行するを得ん
や而して吾を爲さんには勢ひ實を日課主任者の調査せし結果に取ら
ざるを得ざるべし、而して亦た日課主任者も工場の幾ヶ所にも散在
しあると故十分に注意の行届かざるは必然の勢ならずや、已に斯の
如く兩者共に一大欠點あるあり曷んぞ好結果を収むるを得んや、然
りと雖も分業は非分業に優る十倍若し夫れ戒護專任者にして日課
主任者に親切に而かも十分の便宜を與へ協心戮力以て事に當らば好

と一堂に會し公務執掌の餘暇難談嗚々甲誼り乙洒落れ器口笑談に日
も猶ほ足らざるが如き事あらんか如何にして下級獄吏を監督し監獄
改良の成績を擧ぐる事を得べきや語に曰く天知る地知る人は是れを知
るも監督者たるもの留意一番順職の失なきを期せよ然らずんば遂に
塵埃の山の人たるを免れず

●司獄官吏の人材

吉田徳太郎

- 第一 中學相當の普通教育を有する事
 - 第二 専門學として刑法刑事訴訟法等の學科を實修したる事
 - 第三 監獄學則ち行刑學に通する事
 - 第四 帝國憲法行政法等の大意に通する事
 - 第五 三ヶ年以上實務に従事し能く實地的に行刑の典義を研究したる事
 - 第六 監獄の職務を以て學生の業務とし百折不撓勵れて慢ち止むの精神を有する事
 - 第七 姿勢端麗稟性恰愜の相貌を備ふる事
- 余輩が司獄官吏の人材として許さんとする處のものは少なくとも以上
數項の資格條件を備ふるを要す故に若し夫れ此數項の中一を缺けば

余輩は司獄官吏の眞の人材にあらず假使人材なり爲人材なりと謂ふに躊躇せざるなり
嗚呼現時我監獄社會司獄官吏の人材として余輩が甘諾せんとする所のもの果して幾人かある余輩資格條件を論じて此に至らんか監獄社會に眞の人材を蒐集し模範的善其の監獄を建造せんとする當局有司の苦心察するに餘りありと謂ふべきなり請ふ監獄社會司獄官吏の人材を以て自任するもの奮起一番先づ眞の人材たるの資格を造れ奇奇激讀者の耳に逆ふあらば幸に宥恕

● 神奈川縣監獄の新築場を觀る (承前) 孤 松 生

材料の重なる煉化石は小管集治監の製造に係るものにして木材の大部分は官林の伐木しありしものを拂下げたるものなりとか極めて眞實にして且つ善く乾燥し居れば建築後龜裂又は縮み合せ等に透隙を生ずる事ながるべし若し是等の木材を新たに買入れたらんこは非常の高價なるのみならず實際兎く良好なるものを多く購むる事は困難なるべし各監房窓の鐵棒は氏自らも細きものに失せり云はれしが予も亦同感なり併し雜居房は氏自らも細きものに失せり云はれしが予もれば敢て不都合なかるべきも若し屈強の壯夫五六人にて力を併て接ぐ時は必らず灣形に屈曲し上下嵌込みの溝孔より抜き取るを得べき歎と思はる又氏は其意格子を指し云へる機遣は鐵死を逃ぐるの處あれども他に適法なきを如何せんとの氏の經驗家にして此懸念ある誠に無理なられど他に之れを避くるの方法はあらじ覺て岳洋氏の言に依れば獨逸「モアビート」監獄なぞにては鐵死逃走等を豫防する爲め就獄の時ば鎖絆一枚を除くの外悉く監房外に取出さしむるの規則なりと左れば若し自殺等の懸念あるものに就ては特別に注意し帶其他之

れが具に供するに足るものを房内に置かしめざるの外なき歟
● 工事の方法及落成期
最初囚徒のみを役し全部を官司業として竣功する設計なりしが之に充てるの囚徒若し現在の儘にて成功せんとする時は以後猶數年を要する事にて其間百事差障を生ずるに依り豫算額にて出來得べきものは或る部分毎に競争入札に附し請負はしむる事とし其他出來得る限り囚徒を役し本年八月迄に囚人の全部を移轉し來年三月に悉皆落成せしむるの見込なれど現状にては多少延期せざるを得ざるべしと目下囚徒の同工事に従事するもの四百人程にて書記看守長は皆草鞋を穿ちグートル又は脚絆を附し芥塵を蒙り日に焦され或は日光を燦々として光からせ夜々吃々囚徒を督し精勵しつゝある状態も戦地に於て士官が兵士又は軍夫を叱咤呼號するに等しく最も勇ましく見受けたる殊に目下は人民と囚徒と共に同操内に在るを以て多少區域は設けられど動もすれば接近すべければ若山典獄以下諸士の辛苦中にも局外者の想像の及ばざる所なるべし又聞く處に依れば兎か大工事なるに拘はらず別に技師を備轉するの給料なかりしより止むなく判任官二名を減じ其給料を以て機に技師を雇入れたりと左れば僅少の判任官なるに兎く二ヶ所に分割する時は通常事務の困難も層一層なるべきに予が參觀せし時の状況に依れば通常事務の方は整々肅々として毫も其影響を蒙らざるが如し囚徒を役し監獄を建築するの困難なる事に就て岳洋氏が客談受知監獄の新築を觀られ書きに獨逸に在りし時「シークアルヒ」監獄の改築に於ける實況を思ひ記したりとて深く千頭典獄の注意周到老練なるを稱へられしが今兵にして此監獄を觀る事あらんには又追憶の情を起さるべき歟以上は二三の例を記し以て該監獄の概況を諸士に紹介せんとする

に過ぎず今や我國監獄改築の期將まに熟せんとする地方諸士にして上京等せらるゝ事あらば途次既所を見し若山氏に就て親しく今日迄の経過及び種々なる困難に遭遇せられたる事跡を聞かんには新築の實際至難なる思ひ半に過ぎざるを設計せんとする諸士の爲めには盡し稱賛する所多大なるを信するなり

● 欠席裁判の起算に就て 空知 監 獄 生

岡田法學士日本刑法論第二編第四章(前論八〇六頁末段)甲地に於て甲罪の爲に甲の刑に處するの欠席裁判を受けたる者乙地に於て乙罪の爲に逮捕收監せられ入監中先の欠席判決の通知に接し其後乙地裁判所は甲乙犯罪俱發一の重き乙罪に對し其の刑を宣告せり此の如き場合に後判宣告の日より起算す可し右裁判は甲乙二罪を併せたる宣告なればなり(十六年九月二十六日)司法省「指令」とあるも實地其指令を閱すれば左の如くにして後判宣告の日より起算するにあらず欠席判決告知の日より起算す可きものにして岡田學士は何文後判又は以下を誤視せられたるものなり見よ

(石川縣例)明治十六年九月十四日(司法省指令後段何之通)同年九月二十六日爰に詐欺取財の犯罪人あり其所在不分明に付甲地裁判所に於て八月四日欠席のまゝ重禁錮三月罰金四圓監禁六月を言渡されたり然るに本犯は乙地に於て歐打創傷事件には七月二十五日同地監獄署に拘禁せられたる事甲地裁判所に相聞、八月十七日右欠席裁判言渡書を乙地へ送致したるにより即日本犯へ告示したり然る處同月二十七日乙地裁判所に於て歐打創傷事件を前罪詐欺取財と二罪俱發一の重きに併し重禁錮二年の刑に處せられたり右刑期起算方後判二罪を併せらるゝ處分なるを以て前判に不關後判言渡の日より起算既哉

又欠席裁判言渡を聞知せし八月十七日より起算し後判の刑に於て重禁錮二年を執行候に對し實に後段何の通りなるなり
然るに爰に尤も懸念を要する今一步進みたるの問題あり曰く
若し後判判決の後に於て前判判決の告知を受けたるもの如何假令他の事件とは云ひ捕入拘禁せられたるものにして對し告知を怠るは執行官吏の不注目に於て受刑者を責むるの點なし左れば告知の有無逮捕の者無に拘はらず最初捕縛入監したる日を以て起算の點と定むるの至當なるもの、如し然るに某檢事は逮捕狀を以て逮捕したるにあらざるが故に後判宣告の日より起算す可しと指揮したるものあるなり其可否如何幸に明教を吝むなくば幸甚

参考岐阜縣例十七年十二月五日
第一條甲地裁判所に於て欠席裁判を受け乙地にて他の被告事件にて捕縛入監したるもの其事件數罪俱發例に依り不論罪の言渡を受けたるものあり右刑期計算方は假令他の事件にて捕縛入監中欠席裁判ありたることを知りたる場合と雖ども明治十五年九月二十日本縣監第五十二號例御指令に依り違禁の日を以て該欠席裁判の刑期に起算可然哉(第二條第三條略す)

司法省指令(十八年一月廿四日)第一條何之通
● 教誨師の美德を損する勿れ 附 内山英良君 吉田 徳 太郎
内山英良君は果して千葉縣木更津監獄支署の教誨師の職を奉ずる人なるや否やは余輩の知る處にあらずと雖も本誌三號寄稿欄に於て國民の能力と資格は教育に有るを論ず、併て僥倖諸君に望むてふ大々的表風の下に明文を物せらるゝ、余輩一讀君が深遠高尚なる學識を有するを敬愛して止まざる處なり

● 工事の方法及落成期
最初囚徒のみを役し全部を官司業として竣功する設計なりしが之に充てるの囚徒若し現在の儘にて成功せんとする時は以後猶數年を要する事にて其間百事差障を生ずるに依り豫算額にて出來得べきものは或る部分毎に競争入札に附し請負はしむる事とし其他出來得る限り囚徒を役し本年八月迄に囚人の全部を移轉し來年三月に悉皆落成せしむるの見込なれど現状にては多少延期せざるを得ざるべしと目下囚徒の同工事に従事するもの四百人程にて書記看守長は皆草鞋を穿ちグートル又は脚絆を附し芥塵を蒙り日に焦され或は日光を燦々として光からせ夜々吃々囚徒を督し精勵しつゝある状態も戦地に於て士官が兵士又は軍夫を叱咤呼號するに等しく最も勇ましく見受けたる殊に目下は人民と囚徒と共に同操内に在るを以て多少區域は設けられど動もすれば接近すべければ若山典獄以下諸士の辛苦中にも局外者の想像の及ばざる所なるべし又聞く處に依れば兎か大工事なるに拘はらず別に技師を備轉するの給料なかりしより止むなく判任官二名を減じ其給料を以て機に技師を雇入れたりと左れば僅少の判任官なるに兎く二ヶ所に分割する時は通常事務の困難も層一層なるべきに予が參觀せし時の状況に依れば通常事務の方は整々肅々として毫も其影響を蒙らざるが如し囚徒を役し監獄を建築するの困難なる事に就て岳洋氏が客談受知監獄の新築を觀られ書きに獨逸に在りし時「シークアルヒ」監獄の改築に於ける實況を思ひ記したりとて深く千頭典獄の注意周到老練なるを稱へられしが今兵にして此監獄を觀る事あらんには又追憶の情を起さるべき歟以上は二三の例を記し以て該監獄の概況を諸士に紹介せんとする

余輩も今日の如く僧侶墮落の底に沈溺し身荷くも教職の任に當るべき僧侶にして多く法律の罪人と爲るの痛漢を生ずるの概に至ては君ご其所見を同じうす。雖も、君の如く痛漢僧侶の氏名を公表し世人に示すの一點に至ては、余輩君が思想の非なるを惜すんばあるべからず。況んや君をして教師の職にあるものと推定を下す余輩に於てなや。君知るや知らずや教師の職に彼れ罪人の改良感化事業に従事するや。彼れ在監罪人を改良感化せば足れり云ふにあらす。然れ罪人の生涯に就き改良感化の職責を負ふの覚悟勿るべからず。然り彼れ罪人に到底彼れ罪人を罪界より救正し真正に懲惡報善の結果、遂に彼れ罪人をして其民社會に復帰せしむるの好目的を達する事不能るべし。余輩は社會の耳目を以て自任する新聞記者が世上あらゆる奸惡無賴漢の氏名を公表し筆談を加ふるは寧ろ新聞記者當然の責務を遂行するものと感賞するに足る事なり。と信ずると雖も、無限の責任を有する監獄教師の如き或は師と爲り或は傳と爲り、彼れ罪人の昏迷荒暴の精神を開拓し、其民社會に復帰せしむるの一大責任を有するものにして其責任を忘れ遂に墮落民衆の姓名を社會に公表し、放免因の名譽を毀損し、彼れ放免因をして益々墮落の底に沈淪せしめ、亦其民と伍する不能るの結果、再び犯罪の餘蘊なきに至らしむるが如きは教師職務の本分として慎まざるべからず。嗚呼余輩素より教職當事者にあらずと雖も、聊か監獄教師に愾あるもの請ふ教師の美譽を損する勿れ、余輩が教師の職にあるものと推定を下す内山英其君焉。

●授業手の勤務動作に就て

市ヶ谷監獄署 芳好 女子

物是なり注文者より其任權方法を授業手に依頼せらるゝある而已。抑々授業手たる者文字の如く何か秀でたる業を囚人に授くるを以て其本職ならんと思考しつゝありしに事茲に出ずして機械及洋巾等の類はは毫も心得なく却て囚人に習ふの有様にて授業手の授業手たる本分は抑も何れにあるや。實に怪訝に堪ざるなり。右陳述の如く刑罰執行上に一大妨害を來すや。尙授業手を置くの必要あるや。近時條約改正實施期日の近付に連れ看守養成論の盛なるが如くに授業手をして典獄閣下より訓示せられ又一方にては戒備者同様に養成せられたらんには右弊害も顧みに除却するならん。左なき時寧ろ如斯者は工場に配置し置かざるの勝されるに如かざるなり。妾の卑見は一も取るに足らざるも。斯道の爲懐措く能はざるより一言以て斯道熱心家諸君の輿論に訴へ如何の方法手段を施さば其結果を得べきか。御高慮の上御明教の勞を垂れられん事を希望して止まざるなり。終に望て尙一言し置かすべき事あり。監獄の規律秩然たる否否に因り其國の政体を察知するに足る。然るに同監獄に於ては夏期晴天の日特に授業手に而已。コトモリ、傘使用を許るせり。現に昨夏の如きは女監獄内に意氣揚々然として使用し居たり。若し此際巡邏官が或は他監獄官を巡視するありとせんか。一見忽ちにして認めらるべし。然り而して幸ひにも質問等に預かるあらば授業手たるの説明を爲すを得べしと雖も。然らざれば嗚呼彼の監獄は帝都の下にありながら實に不規律不休裁極まるの行動をせしむる。雖も毫も意せざるは。抑も如何なる理由の有て爲するか。の非評は免れざるべし。左すれば一監獄署の体面にも拘はる事に。當局者の今にして其矯正策を講ぜざれば。將來意外の失休を顧すに至るべし。尙其他に於て種々勝手手の所爲ありと雖も。煩雜なるを以て茲に省ぶ。

べからず。檢束戒護の何ものたるをも辨まへざる者を授業手をして工場に配置し置は監獄の規律を妨害し又秩序を紊亂するや。是より大なるは無きなり。何ぞなれば。最も其者の多辨と否に因りて其妨害に多少の差ありと雖も。或る監獄署勤務の授業手の如きは最も多辨にして且つ剛慢女監取締も遠く及ばざる程の權力にて囚人を壓制するに依り囚人より恨みを買い數人に謀られ一時爲に冤罪を蒙り非常の困難に陥りたる事あり。曾て同人の言に作業上に関したる件は取締に於て一切容喙すべからずと斷言せり。戒護上取締と授業手の間に一種異様の奇觀を呈し而して授業手其者は工場中央に席を設け其四邊には惡漢無賴者の集合し居るにも拘はらず社會の新事物を知らしむるは勿論他人の噂断署員の惡に甚敷に至つては男囚の方にては衣類一重を一日午にて出來せり。其工錢は何程なるにもまへの工錢は高過きる。さか内何程は監獄の收得である。さか社會に於て見聞したる事柄は落もなく工場中央にて合手の誰たれを問はず高聲に談話するを以て囚人は得たり。其機に乗じ種々問ひ試むる等治獄上一大妨害を來す事。是より甚敷はなきなり。妾平業是等の事を憂慮しつゝあるの餘り再三忠告するも悟として肯せざるの有様なり。今や監獄改良の機運に伴ひ黙止するに忍びず大方諸君の御高評を煩はさん。とす。同監獄署は授業手をして作業一切の専任者とも云ふべき規定にして一切余輩ごらしむる。雖も受負業は商人より藥品を受取り夫を以て製作し置受取人の來りし際はを渡す而已。官司業は令書の送附あると同時に囚人に命じ置出來る上右令書を添へ差出す而已。を以て職責せり。綿木綿及縫糸其他一切の藥品は何程にても入り次第に支ひ藥品受拂及殘品取調へ又は作業日表を作る如き煩雜なる事務も無く極めて暇なり。少しく私用として所用あるかの如く見受くるは他なし。普通人の仕立

●看守之職責

實村 生

余曾て司獄の下吏たりしより茲に幾多の星霜を積む、其間に發現する處の事物には種々ありて喜ぶ可事あり或は惡む可事あり。或は怒る可事あり。又時としては寒心措く能ざる。とありて存す。某看守余に語りて曰く。暫きに看守となり職務に従事してより上長官の教訓を蒙り傍ら實地に微し職を完うするの半は今稍々看守の職掌の困難にして職責の重大なるを知らざる、余又感をおもふするものなり。然れども余は未だ看守の職責は如何なるものにして其責任の那邊にあるや。解得し能ざる。雖又聊か所感なきにあらざるなり。請ふ左に鄙見を述べんと欲す。余曾て聞く看守たるものは監獄を改良するに就ては先進的原動力にして大に勢力あるものなりと、誠にしかりとす。果して然らば看守諸君よ一番思慮奮發する處なくむばある不可す。余や傾頭一思。歲月流るゝが如く今や三十一年も將に中を過んと欲す。改正條約實施の期も我が身邊に横たはる、愈々外國人を我が監獄に拘禁すること。も切迫し。謂燃火足下に来たるを知らざるに非ずと雖大に鑑みること。處なくして可ならんや、以下各項目を列舉して以て其要點を掲げんと欲す。刑事被告人に就ては言語舉動に注意し其犯者進謀するの弊なからしむるを要す。監獄内の點火は小使等に放任せずして看守自ら着き點火するを要す。死刑の宣告を受けたる者に對しては一層檢束戒護を嚴重にし寸時も餘地を興ふるとなきを要す。在監人の頭髪及び髭鬚は規定の通り實行し居るや否やを觀察するを要す。刑事被告人を裁判所に押送する時は必ず其犯者は區別し、途上は勿

論留置中と雖注意して通聲通話するの弊なきを要す
 傳病流行の時 新入囚あるときは醫師の診断を要するは勿論着衣及
 ひ携帯品等は消毒を施し感染の患ひなき所に離隔し置くを要す
 刑事被告人に飯食物其他差入品ありたるときは嚴密に検査し殊に飯
 食に就ては一層注意し縱横切斷し精密に檢閲し尙疑はしきときは其
 食物の幾分を差入人に喫食せしむるを要す
 在監人に對しては兼て言語舉動に注意し決して野卑粗暴に涉るが如
 き事なきを要す
 苟も檢束戒護に従事するときは同僚相互に會合雜談するが如き事な
 きを要す
 在監人に對しては一定の稱呼法あるにも拘らず他言を用るが如き
 きなきを要す
 在監人に接近して食事喫咽等無之を要す
 交代の際に細大洩さず申繼をなすことを要す
 在監人の行狀を觀察するには公平無私寸毫も偏頗の所爲なきを要す
 就役因作業課程は其適否を觀察し苟も不適當と認むるときは直に上
 官に申告するを要す
 就役因の薬品製品は厳密に觀察し苟も精粗を認むるときは直に上官
 に申告するを要す
 授業手の各囚人に接する言語舉動に注意するを要す
 自己受持區内の付 器種類并に薬品製品の取締をなすは勿論囚員配
 列へ能く整備し居るや否や注意するを要す
 囚人解野後の舉動に就ては一層注目し、其處野に就ては如何なる感
 動あるや否や上官に申告するを要す

選房後の工場檢査并に檢身所に於ける身体等の檢査は一層嚴密にし
 決して粗洩粗畧に涉るが如きなきを要す
 鍛冶其他の業用に使用したる器具は一層嚴重に取締置くを要す
 選房後 銷鑰 怠るる様注意するを要す
 在監人の書籍を看讀するは眞心智慧修養の念ありて、將た外觀を粧
 飾する爲めなるかを看破するを要す
 監門出入は殊に注意し決して他人をして手を開れしめざるを要す
 在監人の衣類臥具は常に清潔ならしめ寝具の如きは時々日光に直射
 し臭氣を去らしむるを要す
 病患者殊に疥癬醫師結核患者の食器及び衣類等は常に壯健者の分と區
 別するを要す
 看守夫の病囚に接する舉動及び食物配與には一層注意するを要す
 監房工場便所等は掃除の行き届き居るや否やを觀察し且つ便所には
 時々石灰を散布するを要す嗚呼、幾行爲は思念の後に就く、信實
 ならずや想ふに監獄を改良せんと思ひ初めて改良すべしを得べし、
 守、職を究せんと思ひ初めて、全うするを得べし、彼れ囚人の改過
 歸善せしめんと思ひ初めて歸善せしむるを得るなり、彼れ天下の通
 理にして今更余が他言を要せざるなり、夫れ然り然らば吾人は第一
 番に監獄を改良し彼れ囚人をして還善せしめざる可らざる思念を起
 さる可らず、而して其改良するに就ては如何なる方法手段を施せ
 ば其目途を達するを得るや否やは即決即答するに苦むたるもの
 と雖も聊か感なきにあらざるなり、前已に陳るが如く看守たるもの
 は改良的原動者にして先進以て嚆矢するにあらざれば到底其目的を
 達する能はず、果して然らば重なるに如何なることに注意すべきや
 と云ふに、前項各項に注意するは勿論就中檢束戒護にして彼の主觀

的檢束戒護は寸毫も怠る可らず、若し一朝怠りて逃走せしむるが如
 きことあるに於ては客観的行狀觀察は其目的物各本體なく何を以て
 か選善せしむることを得んや、彼の行狀觀察と云ふことは聞くに易
 く行ふに難事なることは人皆知る處にして到底吾人が得て遂行し能
 ざる事なり、うれ然り然らん、諺に曰く人は遠大の具識ありて、初め
 て遠大の事業をなす事を得べし、余益又、嘗て彼の監獄改善且つ行狀
 觀察の遠大なる事業に、一入努力せざる可らず、余は右の區別に従ひ行
 狀を觀察して以て大に好結果を得たることあり請ふ左に掲げん
 外見、謹慎して内部に不謹慎なる者
 外見木訥にして内部に謹慎するもの
 内外謹慎せるもの
 内外不謹慎なるもの
 斯の如き標準を立て觀察するときは如何なる囚人と雖四項目中に適
 合せざるものは無之ものと信するなり、今や熟々世上監獄界看守諸
 君の行狀觀察の念頭を拜謝するに思ひ牛ばに過ぎんことを欲す言少しく
 過激に失するやば疑なき能はず雖彼れは賞表數個を有せり彼れは無
 賞表者にして平常行狀不其時々處罰を受ける云々常に其觀念肝膽
 に銘して備極を脱去せざるやの感なき能はず亦如何と云ふに彼れは
 無賞表常に惡行勝れずとて些少なる事も其非行を採點し彼れは賞表
 何個を有せり善良者として當監獄署内に響き渉れるを以て彼れ
 が非行を採點せば上官の感情如何と思料するもの非ずと雖些々たる
 の雜談位は賞表に對し許容するが如き弊なきか保する能はず由之觀
 是善者は益善惡者は益々惡を重れ其弊害たるや重且つ大なる者にし
 て一方には彼れは改過歸善意を具民たるの資格あるものと認め特赦
 假出獄を行ひ出獄するや直に社會の毒虫となり再度入監す一方には

益惡に惡を重れ自身に到底善者となり賞表頂戴するの期なし決して
 有賞者となることを得ざるものと思惟し益々惡意を増長して朝に返
 令夕に犯行今日は暗室明日は減食と遂に自暴自棄となりて身体は白
 然に弱衰し終に再び入監せざる地中の放免者とはなかり嗚呼戒護
 せざる可んや鑑みざる可んや……古人曰く言は必守信誠に行は必ず
 中正にせよと信實なり請ふ留意せざる可らず……而して又憂ふ可き
 もの刑事被告人の通聲且つ在監人に接近したる處に於て官吏の會談
 欺取財事件にて控訴せし刑事被告人欄橋源次郎外三人留置中右源次
 郎は看守に向ひ言て曰く若し御役人機私儀今度は身は監獄にて死す
 ると雖控訴にて其意を遂げざるときは上告再審の訴へ等飽まで木望
 を遂ぐる積り云々と彼れが巧みなる共犯者をして奮起せしむるの意
 は覺へず某看守は茫然として聞き居りたり殊に刑事被告人に接する
 ものは一意專心注意するにあらずんば斯る弊害を出來ること明な
 り加之看守在監人に接近して漫に放語するが如きは最も慎まざる可ら
 ず抑も看守の思念は在監人の思念に先んずるに非ざれば何れも失敗
 を採るの基ひたるにこそは理の當きに然らしむる處なり請ふ願くは
 各地看守諸君よ時將きに急迫するに際し剛毅、果斷、嚴正、活潑、寛和
 自軍一意專心、躬行、實踐以て改良之實効を擧げ只管余が言の無禮
 と文句の拙劣なるを咎めず其趣意の邪迷にあるや否やを阻礙せられ
 尙ほ卓識高敏の勞を吝む勿らんことを

條約實施準備

本欄は條約實施準備として監獄問題を研究するの

必要益々切迫に來れるを以て汎く諸士の玉稿を蒐録し讀者に紹介せんとす

●外國人の在監者所遇に就ての卑見

中 村 襄

改正條約實施の期今や目前に迫れり聞く其筋に於ては外人處遇に關する成案已に整ひたりと吾人の如きは是が實行の任に該る者亦須からく研究を爲すべきの時なりと信す

蓋し外人待遇の方法に就ては世人の異論中々に驚しく未だ其歸着する處を聞かずと雖是れを不可とする論者の言ふ處は曰く外人に特殊の待遇を與ふるは抑も不公平にして徒らに邦人の怨恨を買ふものなり曰く囚徒の待遇を公平にすると囚徒の苦樂を同一ならしむるとは別箇の問題なり待遇は政府の手に在るが故に平等ならしむるを得るも苦樂は各個人に在るが故に同一ならしむる能はず人の生活は千狀万態にして金衣玉食の贅澤を極むる者あり或は疾病の人或は虛弱の人或は貧困にして三度の粗食をも爲し能はざるものあり故に夫れ等の人人に對し其苦樂を悉く同一ならしめんとするは畢竟不能的に屬す云々との謂

ひにて之れを換言すれば其贅澤者に對しては山海の珍珠を與へざるべからず臥具衣服又は居房も總て善美ならしむるに非ざれば満足を與ふる能はず其貧困者に對しては四分六の麥飯に漬物と汁とを三回與ふるも猶過分なるを以て之を二食に減せざるべからず衣服臥具も綿の入りたる者を貸與するは鄭重に失すべきを以て雜巾の如き襪襪若くは酒菰にても貸與するに非ざれば彼と是との苦樂の平衡を保つ能はざる譯なりと云ふにあらん又曰く若し敢て其苦樂を同一ならしむるを得んとならば豈獨り外人のみならず邦人にも亦愆く爲さざるべからず國家若し外人のみに對し特殊の取扱を爲す時は國家自ら不公平を示すものにして中は以て邦人の怨恨を招き外は以て外人の驕慢を來たし遂に帝國の威信を失墜するに至るなり爰を以て國家一度法を立てて囚徒待遇の方法を定め監獄に來る者は愆くの如く待遇すべしと公示せば來て茲に入る者國の内外を問はず身体の強弱に拘はらず千百の苦痛を感ずるも亦一言の批難を容るべきものなし何ぞ必ずしも人毎に其苦樂を平均せしむるを要せんや又何ぞ必ずしも邦人に苦樂の不公平を措て外人の事のみを憂ふるを要せんや之れ寔に咄々怪

事の至りに非ずや是れ豈數十年の前の拜外者流の間以行はれたる夢想に非らざるなきを得ん乎云々と是れ反對論者の據て以て金城鐵壁とする處の要旨なり吁々是れ此論者國家が國權を以て人民を拘禁するの主旨及個人的所遇てふ言の意味をも解せざる而已吁々是れ或る一種の感情に偏したる無責任の議論而已論者識らずや歐洲にては生類保護會なるものありて人若し禽獸等に對し無情慘酷の所爲を施す者あれば嚴重に罰せらるるに非らずや況んや國家が國權を以て人を拘禁するに第二の性とも謂ふべき慣習に爲したる扱を爲し其健康を傷害するあるも是れを以て帝國の威信を保つものなりと誇らんとする歟抑も亂暴も亦甚しと云ふべき而已論者よ今や當局者が彼外人を所遇するの方針を講ずるは彼に阿諛するに非らず彼に驕傲を受んとするに非らず唯人類を保護するの博愛に出づる而已其人類を保護する是内外人の別あらんや但其人種類なるに依り其生活の慣習亦別あるを以て或る程度に於て健康を保全せんとする而已論者は虚心平氣熟慮する所ありて可なり吾人豈愆くの如き價值なき言に對し眞面目に論駁するは寧ろ大人氣なき事なれば只一笑に附し去れば可なりと

雖如何せん本論は立派なる肩書を有する而かも帝國の何學士とか云ふ榮位を荷ふ處の某なる者が或る當局者の談に對する反對の意見なりとて某新聞へ投稿せられたるものにて彼の青年書生の徒らに放言壯語を以て一時の快を呼ぶ處のものに非らざれば只聞き捨てにもならざるに依り其詞を摘み諸士の覽に供する蓋し又一興なるべしと信す吾人謂らく愆かる議論こそ數十年前の鎖港論者の唱へし所のものならんと然るに思はざりき十九世紀の末而かも立派なる榮位を帯びたる人士の口より出でんとは是れこそ眞に咄々怪事の至りならずや

借外國人を愈拘禁するの曉には随分種々なる差支も生すべし又種々なる問題も起るべしと唯其細密の事に至ては吾人未だ其經驗なきに依り悉く豫想する能はず又其小部分の事柄は發生の都度事實に就て臨機の處分を施すも敢て遅き事に非ざるべきを以て開は他日に讓る事とし今日にては少くも彼等の健康を保護するの方法又は研究を遂げ置かざるべからず而して其健康を保護せしむるの事項とは之れを要するに即ち衣食住に歸着するなるべし故に吾人は此三者に就き爾後項を逐ひて連載し先づ之れに卓見を附し以

英語初歩

本編は初めて英語を學ぶ人の助けとなさん爲に記述せるものにして先づ各人自己に最も接近せる事物より習得する方法を採れるものなり

第九卷

第六號

外國語學

六十三

セー バード ハズ フローン アツゴン
The birds has flown upon
鳥ガ 飛 ン ダ ニ

エ ハイ ツリー
a high tree.
高 キ 木 ニ

セー ファイア バーンズ
The fire burns.
火ガ 燃ヘルニ

ウ井 マスト ヘーステン オーア ウ井
We must hasten, or we
吾々ハ 子バナラス 急ケ 然ラズンバ 吾々ハ

シナル アライヴ レート アト スクール
shall arrive late at school.
アロウ 達スルテ 遅ク ニ 學校

ヒー クード ナット ヘルプ ラフティング
He could not help laughing.
彼ハ 能ハザリシ 耐ヘ 笑フヲニ

ヒー キヤン ナット リメンバー ホエア
He can not remember where
彼ハ 能ハ スセ 記憶シ 何處ニ

ヒー ホート セー ハット
he bought the hat.
彼ガ 購ヒシヲテ 帽子ヲ

アイ ハヴ テークン エ シヴイーア
I have taken a severe
私ク 殿シ キ風ヲ ヒイ

コールド
cold.
タ

イット スノーフ エスターデー セー
It snowed yesterday the
雪ガ降りシニ 昨日ハ

ホール デー
whole day.
終 日

ダース イット レーン
Does it rain?
ナス ニ 雨ガ降り

ノー バット イット サンタース エンド
No, but it thunders and
否 併シ 雷ガ鳴リ 且ツ

ライツンス イット ウィル スーン
lightens; it will soon
電光ガスル アロウ 直クニ

レーン
rain.
雨ガ降ルテ

イット ウード レーン イフ イット
It would rain if it
アロウ 雨ガ降ルテ ナラバニ

ウェア ナット ソー コールド
were not so cold.
アラザリシニ 此ク 寒ク

アイ アム コピーイング セー ヴランズ
I am copying the trans
私ハ 居ルニ 寫シテニ 録

レーション
lition.
譯チ

ヒー ハズ アクセプトッド マイ
He has accepted my
彼ハ 承諾シ タニ 私ノ

インヴァイテーション
invitation.
招待チニ

シー コミュニケートッド ヴス ニューズ
She communicated this news
彼女ガ 報セシ 此 談チニ

ツー ミー
to me.
私ニ

彙報

英米領事監獄巡覽の模様

鍛冶橋監獄署が本年十二月限り他へ移轉する筈なることは屢々本紙に記したるが内地雜居も明年に迫りたる今日なれば移轉と同時に監獄制度の改良を謀り監房の如き内外人を拘禁するに適するやう改造せざるべからざるが故に演田鍛冶橋監獄は中村第一課長萩原警務局長と共に一昨朝横濱に到り親く英米領事監獄を視察したり今同獄の實況なりといふもの左に掲ぐ英國領事監獄 同所看守長某は廿四年間勤続し居る者に一人の妾(日本人)と共に監房内廊下側の一室に居住し演田氏等訪問の節は自から各監を案内して委しく説明をなしたる由監は平家造の分房にして一房六疊を敷に足るべく外に雜居房と稱する廿四疊敷の一室あり分房は一房一人にして刑期二年以内の者

て諸士の高見を仰がんとす但其卑見は成るべく現行法の儘にて實行し得らるゝを主とするものなり庶幾くは諸士幸に教を吝む勿れ蓋し彼の鎖港論者と雖國家が國權を以て拘禁する者の健康を保護すの旨趣を了解せば辱れを以て真逆かに國威を失墜するものなり外人に侮辱せらるゝなり拜外者流なり不公平なり邦人の怨恨を招くなり咄々怪事なりとはヨモ再び叫ばざるべし (未完)

を拘禁し其以上の者は宣告の都度本國へ護送する規定なり扱入監中の囚徒は別に作業に従事せず只構内及び兩便等の掃除をなし其餘暇には表面運動と稱して卓上なる十貫目の鐵の玉を此卓より彼の卓と順次持廻はらしむと十五分間に及ぶなりとぞ即ち一の苦役法にして流石強力の外人も之には餘程閉口の體なりとぞ又監内には木製の臥床一臺毛布三枚、小倉織の服二組を備へありて此服は水曜日曜の兩日に限り服用せしめ聖書の講義を聞かしむるを例とし差入れの書籍も聖書及び宗教雜誌の外を嚴禁し居り目下の在監者は僅かに四人なりといふ
米國領事監獄 同獄は英國のよりは稍々宏壯にして二階建十二房なり一房四疊半にて英國と同じく二年以内に犯罪者を收容す監房内は疊を敷き木製臥床の外に横一尺五寸長さ二尺の机一脚、一尺四方板製の腰掛一臺を据ゑあり監の中央は廊下にして左右監房の戸扉を明放ち囚徒をして自由に廊下に入出し充分に運動せしむるの仕掛けなり監房片側の中央なる一室を看守長一族の住家とし此室には内より錠を卸し外なる廊下の囚徒をして自由に進入し得ざらしむ別に殺人犯のみを拘禁する八疊の一室ありて戸扉には柵木の五寸板を用ひたるが其内側には歴々として蹴たる痕あり囚人の必死となりて破牢を企てし跡なるべしといふ

第九卷

第六號

條約實施準備

六十二

セー ディリセント ビューピル ウキル
 The diligent pupil will
 精勵スル 學生ハ アロニ

ビー リワーデッド
 be rewarded.
 賞セラルハテ

ウキ ハグ ハード セー ビル
 We have paid the bill.
 吾々ハ 拂フタ 書出シタ

バイ フー ヲ ナズ アメリカ
 By whom was America
 ニ 誰 曰 カメリカガ

アィスカヴァード
 discovered?
 發見セラレシ

イット ウチズ ティスカアード バイ
 It was discovered by
 ツレガ 發見セラレシ

コラムバス
 Columbus.
 コロムバス

ウキ ハグ リシーオド ユーア
 We have received your
 吾々ハ 受取ツタ 汝ノ

レツターズ
 letters.
 書状チ

ウキ ハグ ツラヴェルド オール
 We have travelled all
 吾々ハ 旅行シタ

オーヴァー ジャパン
 over Japan.
 日本 全國チ

セー オイル ランス オーヴァー
 The oil runs over.
 油ガ 流レル

セー サン ライセス イン セー
 The sun rises in the
 太陽ガ 上ルニ

イースト
 east.
 東方

スリー シップス ハグ サンク
 Three ships have sunk.
 三隻ノ 船ガ 沈ンダ

セー シック ニード レスト
 The sick need rest.
 病人ハ 要スニ 休息チ

アイ ドゥー ナット リメムバー
 I do not remember
 私ハ ナサスニ 記憶シ

ハー ナー
 her name.
 彼女ノ 名チ

ヒー ハズ ウエル サーヴド ミー
 He has well served me.
 彼ハ ヨク 仕ヘタ 私ニ

アイ ウキル フォロー ユー
 I will follow you.
 私ハ アロニ 従フタ 汝ニ

シューズ シューズ ドゥー ナット プリーズ
 These shoes do not please
 此等ノ 靴ハ 氣ニ入ラヌ

ミー
 me.
 私ニ

ヒー ガッファード ミー テン エンズ
 He afforded me ten yens.
 彼ハ 申出アシ 私ニ 十 圓

イット イズ ニーアリー テン オクロック
 It is nearly ten o'clock.
 フル 殆ンド 十 時チ

アイ ハグ スポーケン パーソナ
 I have spoken person
 私ハ 御面談致シタ

リー ウキズ ユーア アンクル
 ally with your uncle.
 ト 汝ノ 叔父

ヒー イズ アト ホーム エンド
 He is at home and
 彼ハ アルニ 内 面シタ

ヒズ ツン イズ アト スクール
 his son is at school.
 彼ノ 子息ハ アルニ 學校

ウキ ウキッド ツー バイ セー
 We wished to buy the
 吾々ハ 欲セシ 買フヲチ

ダイクシヨナリー
 dictionary,
 字引チ

豫約御申込各位ニ告ク

前内務省警保局長小野田元瀨君題辭 警視廳監獄書記橫江勝榮君
監獄事務官小河滋次郎君序文并檢閱 大日本監獄協會佐野 尙君

合著

司獄官吏必携

(非賣品)

製本實價 金六拾五錢

右ハ司獄當局者諸君ハ勿論司獄官タラントスルノ諸士ニハ座右欠クベカラザル
良書ナルコトハ司獄界ノ泰斗小河滋次郎君ノ序文ニ昭カナリ。而シテ本書ハ同
君ノ檢閲ヲ經タルモノニシテ且ツ周到綿密ナル橫江佐野兩君ノ筆ニ成リ。曩ニ
豫約法ヲ以テ募集シ今ヤ千ヘーシニ垂々トスル浩瀚ノ書、竣功ヲ告ゲ候ニ付御
申込順ヲ以テ續々發送可仕候間此段御申込各位ニ告ク、且ツ御申込洩レノ方ア
リテハ遺憾ニ付壹百部ヲ限り殘本有之候間大至急御申込アレ

○今後御申込モ前廣告ノ通り月賦ニテモ宜敷候

發行所

東京市淺草區
墨船町廿八番地

東京並木活版所

敬白

前司法大臣 清浦 奎 吾君題字
 前大審院長 三好 謙 藏君序
 留岡 幸助君著

内務省監獄事務官 小河 滋次郎君序

感化事業之發達

發兌

定價 十八錢
 郵稅 四錢

東京市京橋區出雲町一番地、**警醒社書店**

寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、野紙、白紙を問はず、半紙又は美濃紙の内を以て一行(行にて)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第二 寄書は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖も一問一答如に必別紙に御認めあらんとを乞ふ
 - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
 - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるべし
 - 第五 毎月五日前(六月は三日)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すべきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

明治三十一年六月二十日

發行人兼編輯人

印刷所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶
 發行所 東京市四ツ谷區愛住町二番地
 印刷所 東京市京橋區卍堀二丁目一番地

磯村 富太郎
 海沼 富太郎
 警察監獄學會
 本會事務所
 明會事務所

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)